奨学金ガイド

２０２３年度版

成蹊大学　学生部

学　籍　番　号	氏　　名

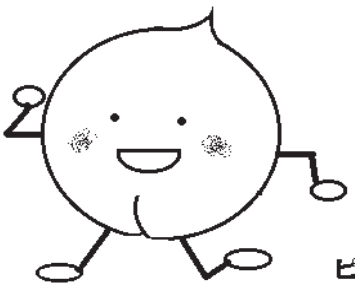

ピーチくん

奨学金に関するお知らせ・手続きは

SEIKEI PORTAL

を通じて、学生の皆さんにお知らせしています。

毎日必ずチェックする習慣をつけましょう！

奨学金は学業に励むあなた自身に貸与または給付されるものです。貸与奨学金であれば、あなた自身が返還していくことになります。

奨学金に応募する際には、自分の現在・将来の生活設計に基づき、自分自身でどの奨学金に応募するかを決め、書類の作成やWeb登録は必ず本人が行わなくてはなりません。

また、奨学金は応募した全員が採用されるわけではありません。

奨学生に採用となったら、応募から返還まで自覚を持って各種手続きを行うようにしてください。

奨学金担当部署
成蹊大学学生部
〒180-8633　東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL　0422-37-3539
E-mail　shogakukin@jc.seikei.ac.jp

目次

Ⅰ．奨学金制度について 1

１．目 的 1

２．奨学金の種類と特色 1

３．奨学金の募集と応募 1

４．奨学金に関する連絡・問い合わせ 1

Ⅱ． 奨学金の種類 2

１．大学独自の奨学金 2

２．財団等の奨学金 5

Ⅲ．奨学金手続きについて 7

１．応募から採用決定までの流れ 7

２．選考･推薦の基準 8

３．推薦の原則について 10

４．応募方法について（大学独自・財団等の奨学金） 13

５．応募申請に必要な書類（大学独自・財団等の奨学金） 16

６．採用の決定 20

Ⅳ．大学院生の奨学金について 21

１．奨学金の種類 21

２．応募について 21

３．【大学院生】応募申請に必要な書類 23

Ⅴ．奨学金の申請登録について 25

１．奨学金申請登録方法 25

Ⅵ．参考・資料 40

給与所得控除金額表（A）（B） 40

日本学生支援機構 収入基準額表 43

日本学生支援機構 就学者控除額表 43

日本学生支援機構 本人控除額 44

授業料年額一覧 44

奨学金応募・採用状況（2022年度） 45

Ⅰ．奨学金制度について

１．目 的

奨学金制度の目的は、経済的な理由により修学が困難な学生に対して一定の金額を「貸与」または「給付」することで、できるだけ学業に専念できるようにすることにあります。

２．奨学金の種類と特色

奨学金は、奨学生を採用する主体によって、国・地方自治体・財団等および学内奨学金等に分かれ、さらに返還の必要のない「給付」奨学金と、卒業後返還しなければならない「貸与」奨学金があります。

採用する主体によって各奨学金制度は異なりますので、一概にその特色を述べること はできませんが、貸与奨学金は家計、給付奨学金は人物および学業成績を重視しています。

本学で扱っている奨学金は、巻末の「奨学金制度一覧表」を参照してください。

３．奨学金の募集と応募

募集は、原則として年１回（4月）のみ行います。ただし、生計維持者の失職や死亡等、家計の急変があった場合は、随時受付けるものもありますので、学生部まで相談してください。

応募に際しては、このガイドを熟読の上、応募する奨学金を吟味し、書類の作成やWeb登録は必ず本人が不備のないように行ってください。

また、奨学金は、応募資格があればどなたでも応募することができますが、各奨学金とも採用人数等に制限がありますので、希望に沿いかねることがあります。

なお、当該年度原級（留年）の学生は応募資格がありません。

４．奨学金に関する連絡・問い合わせ

奨学金に関すること（募集、採用決定、各種手続き等）は、原則としてすべてSEIKEI PORTALまたは大学から付与されているアドレス（学部生：u+学籍番号@cc.seikei.ac.jp、大学院生：d+学籍番号@cc.seikei.ac.jp） にて告知しますので、こまめにチェックしてください。

奨学金に関する質問がある場合は、必ず本人が学籍番号・氏名を名乗った上で学生部に問い合わせてください。本人以外からの問い合わせには原則としてお答えできません。

Ⅱ．奨学金の種類

※日本学生支援機構の奨学金の概要、応募方法等については、別途大学ホームページ、SEIKEI PORTALにて通知いたします。

奨学金には、大学独自の奨学金・日本学生支援機構の奨学金・財団等の奨学金があり、さらに給付奨学金と貸与奨学金に分かれています。
給付奨学金とは、返還義務のない奨学金のことです。多くの方がこの奨学金を希望されますが、選考にあたって学業成績が重視されますので、給付奨学金を希望される方は、普段より勉学に力を注いでください。
貸与奨学金とは、返還義務のある奨学金のことです。したがって、卒業・退学・除籍等で学籍を離れたら、あらかじめ定められた返済方法により返還しなければなりません。
本学の奨学金制度については、本書巻末の「奨学金制度一覧」を参照してください。

１．大学独自の奨学金

（１）成蹊大学給付奨学金 ＜給付＞

★本学の学生の育英を図るために必要な学資の援助を行うことを目的としています。

応募資格： 全学部1～4年次生で、学業成績、人物ともに優秀な者のうち、学資の援助を必要とする者

給 付 額：年額 300,000円
※ 年額を前期（7月下旬～8月上旬） と後期（11月上旬） に分けて支給
（本書P.20参照）

◆給付期間：1年間 ※毎年応募することは可能です。

◆募集人数：1年次生 50名（各学部10名）
2～4年次生 100名（各学部20名）

◆選考・採用基準
家計基準： 日本学生支援機構第一種の基準による。（本書P.9参照）
学力基準： 1年次生は全体の学習成績の状況が4.0以上、2年次生以上は 通算GPA値2.7以上
家計基準を満たしている者の中で、成績順に選考・採用します。

（２）岡野奨学金 ＜給付＞

★岡野基金（故 岡野保次郎氏の遺志による寄付金）を育英資金として、学生の育英を図ることを目的としています。

応募資格： 全学部2～4年次生で、学業成績、人物ともに優秀な者のうち、学資の援助を必要とする者

給 付 額：年額 90,000円
※年額を前期（7月下旬～8月上旬） と後期（11月上旬）に分けて支給します（本書P.20参照）

給付期間：1年間
※毎年応募することは可能です。

募集人数：10名(各学部2名)

◆選考・採用基準
家計基準： 日本学生支援機構第一種の基準による。(本書P.9参照)
学力基準： 通算GPA値2.7以上
家計基準を満たしている者の中で、成績順に選考・採用します。

（３）関育英奨学金 ＜給付＞

★関育英奨学金（故 関 義長氏ご遺族の寄贈による基金）を育英資金として、学生の育英を図ることを目的としています。

応募資格：故人の遺志に基づき、主として電気・原子力関係を専攻する学部生、大学院生で、学業成績、人物ともに優秀で、学資の援助を必要とする者

給 付 額：年額 120,000円
※年額を前期（7月下旬～8月上旬） と後期（11月上旬） に分けて支給
（本書P.20参照）

給付期間：1年間

募集人数：若干名

選考・採用基準
家計基準： 日本学生支援機構第一種の基準による。（本書P.9参照）
学力基準： 通算GPA値2.7以上
関育英奨学金選考委員会において選考されます。
※指導教授の署名・押印のある推薦所見の提出が必要です。指導教授へ推薦所見（A4 サイズ、任意様式）の作成をお願いしてください。

（４）成蹊会育英奨学金 ＜給付・貸与＞

★一般社団法人成蹊会（卒業生団体）が成蹊建学の精神に鑑み、独自に設けた育英奨学制度です。

応募資格：
全学部2～4年次生または大学院(博士前期課程)1年次生で、学業、人物ともに優秀であるが、経済的理由で修学が困難な者
成蹊会に入会し、会費を納入することに同意する者
※成蹊会育英奨学金（給付）と同奨学金（貸与）の両方に応募することはできますが、両方に推薦されることはありません。（併用不可）

給付・貸与額　※年4回に分けて3ヵ月分をまとめて支給
【給付】 月額 40,000円
【貸与】 月額 50,000円 ＜無利子貸与＞
＊【貸与】地方出身学生生活支援制度（給付） あり
成蹊会育英奨学金貸与奨学生で、関東地方一都四県（東京、神奈川、埼玉、千葉、山梨） を除く地域の出身学生には、月額30,000円の返還義務のない給付金を支給します。（最大10名）
給付・貸与期間 ： 最短修業年限

募集時期 ： 年１回（4月）

募集人数 ：【給付】10名　　【貸与】15名

選考・採用基準
家計基準、学力基準、「申請理由書」にて総合判断し、成蹊会育英奨学委員会で選考します。

○家計基準：日本学生支援機構奨学金第一種の家計基準の算出方法に準じ、家計基準値で1.5未満（本書P.9参照）

○学力基準：【給付】通算GPA値2.7以上
【貸与】通算GPA値2.5以上

○「申請理由書」：「証明書類アップロードフォーム」から入力すること（本書P.13参照）
＜入力項目＞※選考委員会資料に使用します。具体的かつ詳細に入力してください。
１．経済事情(申請理由)について
２．奨学金を受けた場合、いかに勉学に活用するか
３．成蹊会について（設立理由・主な活動内容等、具体的に知っていること）
４．自己アピール（学生生活等で尽力したい点 例：部活動、アルバイト等）
５．その他（１～４に書ききれないこと、連絡事項等）

返還について【貸与の場合】
指定口座からの引落し（年2回、2月と7月）により、貸与年数の4倍の期間以内に返還することになります。

２．財団等の奨学金

財団法人などの団体がそれぞれの設立趣旨に則り奨学生を募集しています。本学で扱う団体は次のとおりです。応募資格・家計基準・学力基準をよく確認してから応募してください。以下に掲載している財団等の奨学金は、複数応募することが可能ですが、多くの学生に奨学金を行き渡らせる趣旨から、一人一つのみ受給することができます。なお、学内推薦者となった場合は基本的に採用となる予定ですが、財団等の審査により不採用となることがあります。また、下記に挙げた給付奨学金でも財団法人の運用状況等により募集が中止となる場合がありますのでご注意ください。

【給付奨学金】

名称・奨学金額	応募資格	募集予定者数	支給期間
日揮・実吉奨学会奨学金 ＜年額 400,000円＞	理工学部2年次生以上、理工学研究科博士前期課程1年次生 30歳未満(申請時) 日本学術振興会特別研究員でないこと 過去に同奨学金を受給していないこと	1名	1年間
小田急財団奨学金 ＜月額 20,000円＞	全学部3年次生 家族の年収合計 750万円以下	1名	最短修業年限
三菱UFJ信託奨学財団学金 ＜月額 35,000円＞	経済･経営・法学部2年次生 家族の年収合計800万円未満 ただし、本人含む就学者が3人以上の場合は1000万円未満 23歳以下（申請する年の4月1日現在）	2名	最短修業年限
中村積善会奨学金 ＜月額 50,000円＞	全学部2年次生以上 40歳以下(申請時)	2名	最短修業年限
ＯＢＣ和田財団奨学金 ＜月額 40,000円＞	全学部2年次生 家族の年収合計400万円未満 24歳以下（申請する年の3月末現在）	1名	最大3年間
野崎わかば会奨学金 ＜月額 30,000円＞	情報科学科3年次生	1名	最短修業年限
春秋育英会 ＜月額　30,000円＞	全学部2年次生以上	1名	最短修業年限

※3/16追加　オーディオテクニカ奨学金　次ページ参照

選考・推薦基準
家計基準：　日本学生支援機構第一種の基準による。（本書P.9参照）
なお、財団等において指定がある場合は、その基準も考慮する。
学力基準：　通算GPA値2.7以上

【その他】

上記のほか、民間財団や各地方公共団体等でも奨学生を募集することがあります。大学に募集があった奨学金については、その都度、SEIKEI PORTALにて通知します。その他の奨学金は、各民間財団や地方公共団体等に直接問い合わせてください。

3/16追加
オーディオテクニカ奨学金（給付：月額20,000円）
応募資格：理工学部2年次生以上・理工学研究科博士前期課程1年次生
支給期間：最短修業年限　募集人数：1名

Ⅲ．奨学金手続きについて

１．応募から採用決定までの流れ

奨学金の応募から決定（振込み） までの流れは、以下のとおりです。詳細については、各ページを参照してください。

応募～決定の流れ	時期・手続き
応募に関する通知を確認	**＜3月中旬～4月上旬＞** ・応募に関する書類の配付
応募する奨学金を決める	**＜3月下旬～4月上旬＞** 学部生：本書P.2～ 12、巻末一覧 参照 大学院生：本書P.3～12、21、巻末一覧参照 ・奨学金の種類の確認 ・応募資格、推薦の原則等の確認
応募申請書類を揃える	**＜4月 上 旬 ＞** 学 部 生：本 書P.16～19 参 照 大 学 院 生：本 書P.23～24 参 照 ・各種証明書を用意
応募申請する	**＜4月上旬～中旬＞** 学部生：本書P.13～15、25～39 参照 大学院生：本書P.21～23、25～39参照 ・SEIKEI PORTALより奨学金申請登録を行う ・必要書類データをFormsよりアップロードする
推薦・採用結果を確認する	**＜6月 上 旬～6月 下 旬 ＞** 本 書 P.20 参照 ・SEIKEI PORTALで確認
採用手続きをする	**＜6月 中 旬～＞** 本書P.20 参照 ・採用関係書類の提出
奨学金が振り込まれる	**＜6月 中 旬～＞** 本書P.20 参照

２．選考･推薦の基準

選考基準には「学力」「家計」「人物」の基準があります。奨学生として推薦、採用されるためには適格者（全ての基準を満たしている者）であることが必要です。

（１）学力基準

学力基準は各奨学金によって異なります。下記基準を参考にしてください。

【学力基準のもとになる値】
学部1年次生：出身高校からの調査書の全体の学習成績の状況
学部2年次生以上：通算GPA値(日本学生支援機構給付のみ通算GPA値・修得単位数いずれか)

【奨学金種類別学力基準】

種　　類		学　力　基　準	
		全体の学習成績の状況 (学部1年次生)	通算GPA値 (学部2年次生以上)
大学給付・岡野・関育英・財団給付		4.0 以上	2.7 以上
成蹊会育英（給付）		－	2.7 以上
成蹊会育英（貸与）		－	2.5 以上
日本学生支援機構	給付（高等教育の修学支援新制度）	3.5 以上	各学部各学年の上位1/2以内 （もしくは標準単位数以上の修得）
	貸与（第一種・学部）	3.5 以上	各学部各学年の上位1/3以内
	貸与（第二種・学部）	原則として 2.0 以上	原則として 1.3 以上
	貸与（第一種・大学院）	－	2.3 以上
	貸与（第二種・大学院）	－	原則として 1.3 以上

（２）人物

人物の基準については、学修状況その他学生生活全般を通じて、態度・行動が奨学生にふさわしく、将来、良識のある社会人として活躍が期待できる者としています。また、現在の学修状況について、家庭事情欄に入力してください。

（３）家計基準

家計基準は、応募者本人の父と母（またはこれに代わる生計維持者）の年間収入金額から算出した「所得金額」から特別控除額を差し引いた「認定所得金額」が、日本学生支援機構が定める「収入基準額」以下（家計基準値1.0以下） であれば基準を満たしていることになります。

所得金額 － 特別控除額 ＝ 認定所得金額 ≦ 収入基準額

※ 特別控除額は、家庭事情等によって異なります。（本書P.18、43、44参照）
※ 収入基準額は、奨学金の種類・世帯人数等によって異なります。（本書P.43参照）
※ 家計基準値とは「認定所得金額 ÷ 収入基準額」の値です。

次に例をあげていますので、参考にしてください。

【例１・給与所得者】
父：会社員・年間収入金額800万円／ 母：パート・年間収入金額100万円
本人：成蹊大学文学部１年・自宅通学／弟：私立高校・自宅通学
①所得金額 （本書P.27～34、40～42参照）
（ 父:800万円－408万円＝ 392万円）＋（母:100万円－ 65万円＝35万円） ＝ 427万円
②本人の控除額（本書P.44参照） 83万円＋ 37万円＝ 120万円
③弟の就学者控除 （本書P.43参照） 88万円
④認定所得金額 ① －（②＋③） ＝ 219万円
⑤ 4人世帯の収入基準額（第一種）（本書P.43参照） 229万円
➡ ④＜⑤なので、応募可 （家計基準値： ④÷⑤＝0.96）

【例２・事業所得者】
父： 生別／ 母： 自営業・営業売上1,000万円、経費550万円
本人：成蹊大学理工学部1年・自宅外通学／ 妹： 公立高校・自宅通学
①所得金額 （本書P.32参照） 1,000万円－550万円＝ 450万円
②本人の控除額 （本書P.44参照） 106万円＋ 84万円＝ 190万円
③妹の就学者控除 （本書P.43参照） 39万円
④母子家庭控除 （本書P.18参照） 99万円
⑤認定所得金額 ① －（②＋③＋④）＝ 122万円
⑥ 3人世帯の収入基準額（第一種）（本書P.43参照） 212万円
➡ ⑤＜⑥なので、応募可 （家計基準値： ⑤÷⑥＝0.58）

※ 上記の例では、収入基準額は日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）の基準を用いています。成蹊大学独自の奨学金等ほとんどの奨学金は、この基準によります。
※ 日本学生支援機構給付奨学金は、別の家計基準になります。

３．推薦の原則について

（１）選考について

各奨学金とも推薦人数が決まっていますので、適格者であっても採用されるとは限りません。
応募者数が推薦者数を上回る場合は、原則として

貸与奨学金は ⇒ 家計の困窮度が高い順 給付奨学金は ⇒ 成績順

に選考し推薦することになります。

（２）複数の推薦・併給について

複数の応募制の奨学金の推薦・併給の可否と、その選考については以下のとおりです。

給付奨学金	複数の応募制の給付奨学金に推薦することはありません。 ⇒併給不可（※ 注1） 複数の給付奨学金に応募することは可。 この場合は「財団等・成蹊会→日本学生支援機構給付奨学金→大学独自型奨学金」の順で選考します。（※ 注2）
貸与奨学金	原則として複数の貸与奨学金への推薦はありませんが、事情によって推薦することもあります。 ＊下記「併用貸与」参照 複数の貸与奨学金に応募することは可。 この場合は「成蹊会→日本学生支援機構」の順で選考します。
給付と貸与	両方に推薦することがあります。 ⇒併用可

（※注1） 学部推薦制の給付奨学金（清水建設奨学金、学業成績優秀者奨励奨学金、入学試験特別奨学金）・成蹊大学大学院奨学金との併給は可能です。
高等教育の修学支援新制度と、財団または成蹊会（給付） 奨学金両方に採用になった場合、高等教育の修学支援新制度のうち、日本学生支援機構給付奨学金は停止することとし、授業料減免のみ受けることができます。詳しくはP. 12「各種奨学金の併給可否一覧」を参照してください。

（※注2） 財団等の奨学金に推薦が決定した場合は、大学独自の給付奨学金の選考対象からはずれ、日本学生支援機構給付奨学金は停止し高等教育の修学支援新制度の授業料減免のみ受給する前提で選考となります。また、日本学生支援機構給付奨学金に採用となった場合、大学独自奨学金の選考対象からは外れます。なお、複数の奨学金への併願は可能ですが、必ず申請期限を厳守してください。期限後の申請は一切認めません。

（３）併用貸与について

併用貸与とは、2つ以上の奨学金の貸与を受けることです。貸与奨学金は原則として複数の推薦はありませんが、家庭事情により家計状況が相当に厳しい場合には、併用貸与を希望することができます。併用貸与の場合は貸与総額が大きくなりますので、必要性や返還のことをよく考

慮した上で申し込むようにしてください。なお、申請する財団等の条件によっては、併用貸与ができない場合があります。

＜併用貸与できるもの＞
「日本学生支援機構貸与（第一種）」と「日本学生支援機構貸与（第二種）」
「日本学生支援機構貸与（第一種・第二種）」と「成蹊会育英奨学金（貸与）」

各種給付奨学金の併給可否一覧

		修学支援新制度		日本学生支援機構貸与奨学金	大学独自奨学金（応募制） 大学給付・地方出身学生支援・岡野・関	大学独自奨学金（学部推薦制） 清水建設等	吉祥寺ブリリアント奨学金	財団奨学金（応募制）・成蹊会（給付）
		日本学生支援機構給付奨学金	文部科学省授業料減免					
修学支援新制度	日本学生支援機構給付奨学金		○	○	※4	○	※3	※4
	文部科学省授業料減免	○		○	※1	○	○	○
日本学生支援機構貸与奨学金		○	○		○	○	○	○
大学独自奨学金（応募制） 大学給付・地方出身学生支援・岡野・関		※4	※1	○		○	※2	×
大学独自奨学金（学部推薦制） 清水建設等		○	○	○	○		○	○
吉祥寺ブリリアント奨学金		※3	○	○	※2	○		※2
財団奨学金（応募制）・成蹊会（給付）		※4	○	○	×	○	※2	

選考の順序

財団・成蹊会→日本学生支援機構奨学金→大学独自奨学金(応募制)

※1…大学独自奨学金（応募制）は6月以降に選考を行います。この際修学支援新制度に採用になっている学生は選考対象外となります。大学独自奨学金採用後に修学支援新制度に採用になった学生については、日本学生支援機構給付奨学金は1年間停止し、文部科学省授業料減免のみ受給することができます。

※2…原則併給不可。吉祥寺ブリリアント奨学金の奨学生が家計基準により停止となる場合に限り応募が可能。

※3…修学支援新制度については、日本学生支援機構給付奨学金を停止するか吉祥寺ブリリアント奨学金を停止するかを選択。文部科学省授業料減免とは併用可。

※4…修学支援新制度採用者は原則併給不可。ただし、適格認定（家計）により支援区分が停止となった者については応募が可能。応募の結果、採用となった場合で、その後の適格認定（家計）により支援区分が復活した場合は、日本学生支援機構給付奨学金は停止し、文部科学省授業料減免のみ受給することができます。

４．応募方法について（大学独自・財団等の奨学金）

（１）応募申請について

※日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）の応募方法については、別途大学ホームページ、SEIKEI PORTALにて別文書でお知らせいたします。
日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）と大学独自・財団等の奨学金の併願を希望される場合は、本奨学金ガイドおよび日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）の応募方法に関する文書を必ずご確認ください。

応募にあたっては、応募資格や推薦の原則等をよく確認し、下記の要領により応募申請手続きをしてください。提出書類については、「奨学金アップロード・郵送書類チェック表」（本書裏表紙）にて、漏れがないかどうか事前に確認してください。

【大学独自・財団・成蹊会育英奨学金申請手順】
以下すべての手続きを完了した者のみ申請者とみなします。いずれかが未入力であることによる督促は行いませんので、手順に沿って手続きしてください。
手続きには学生に対して発行したOffice365アカウントでのサインインが必要です。

手順	手続内容
①	SEIKEI PORTALで申請 大学の「SEIKEI PORTAL」にログインし、トップ画面上部の「学生支援」メニューの「奨学金申請」から奨学金申請登録を行う。 ※申請方法の詳細は本ガイドP.25～39参照
②	証明書類アップロードフォームに入力 URL：https://forms.office.com/r/zyv0SPWSzB

※証明書類アップロードフォームに入力することにより日本学生支援機構の貸与奨学金申請時に一部の方が必要となる証明書類の提出を兼ねることができます。希望する奨学金により申請に必要な手続きが異なりますので、下記を参照して下さい。SEIKEI PORTAL、各フォームは一度提出すれば、希望する奨学金ごとに再度の手続きは不要です。

		SEIKEI PORTAL	証明書類 アップロードフォーム	日本学生支援機構 希望奨学金 申請フォーム※
Ⅰ	大学独自奨学金 財団奨学金・成蹊会育英奨学金 （本誌に掲載されているもの）	○	○ （全員必須）	×
Ⅱ	高等教育の修学支援新制度 （日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）	×	×	○
Ⅲ	日本学生支援機構貸与奨学金	×	△ （一部の方のみ）	○

※日本学生支援機構希望奨学金申請フォームの手続き・詳細については、SEIKEI PORTALの掲示にて案内される大学HPに掲載されている書類を参照してください。

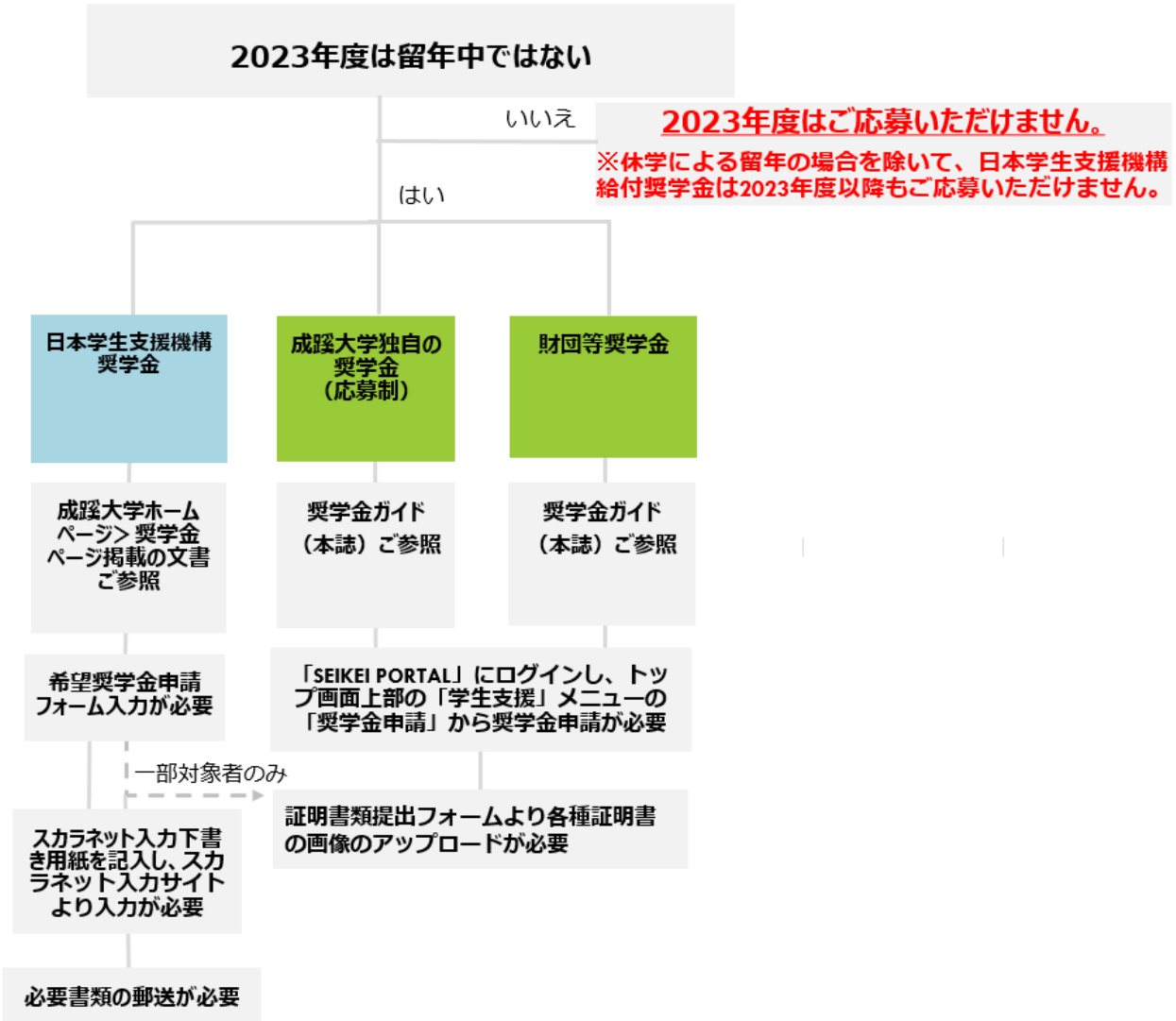

（２）奨学金応募受付について

奨学金の応募申請は、下記の日程で受け付けます。

【奨学金応募〆切日】

対象者	応募受付〆切日
学部２～４年生	4月6日（木）　24:00
学部1年生	4月14日（金）　24:00

※申請書類に不備があった場合は、大学指定アドレス（u+学籍番号@cc.seikei.ac.jp）へメールにてご連絡いたしますので、必ず確認のうえ手続きを行ってください。
※大学指定アドレス（u+学籍番号@cc.seikei.ac.jp）は任意のアドレス（GmailやYahooメール等）に転送設定が可能ですので、こちらから転送設定を行ってください。
※上記期限は厳守となります。期限後に申請があったものは受け付けません。
※紙媒体での提出物（収入に関する事情書・【関育英のみ】指導教授の推薦所見）は同日必着が期限となります。
※応募書類の受付後、必要と判断した場合は面談を実施する場合があります。

５．応募申請に必要な書類（大学独自・財団等の奨学金）

奨学金の応募申請にあたっては、以下の書類が必要となります。応募受付〆切日までに不備なく提出できるように、早めに準備するようにしてください。
なお、下記（1）（※に該当する場合を除く）～（3）は全て証明書類アップロードフォームにて提出、（1）の※に該当する場合と（4）のみ郵送での提出が必要となります。
本書　裏表紙の「奨学金アップロード・郵送書類チェック表」にて、漏れがないか確認しながら提出してください。

（1）　生計維持者の収入に関する書類

【生計維持者の収入に関する書類】の表（本書P. 17）を参考に、父と母（またはこれに代わって家計を支えている者）の「収入に関する証明書」を証明書類アップロードフォームに提出してください（本書P. 13②参照）。専業主婦や無職の人も提出が必要です。なお、以下の※に該当する場合は、郵送での提出が必要です。

※ 次に該当する場合は、郵送による「収入に関する事情書」の提出が必要です。用紙は大学HP(奨学金ページ)からダウンロードしてください。その他の手続きはインターネット上で行ってください（本書P. 13②参照）。

①無収入の証明書として公的な書類等が提出できない場合
⇒「収入に関する事情書」の「2」欄に無収入であること及び無収入の証明書が提出できない事情、「3」欄に申込時点での手当等の受給状況を記入して提出する。
＜事例１＞
前年(2022年)は無収入だが、前々年(2021年)に収入があったため、所得金額「0円」と記載のある非課税証明書が取得できない。
＜事例２＞
申込時点では無職で無収入であるが、前年(2022年)は収入があったため、無収入の証明書が提出できない。（雇用保険の受給資格があり、失業給付を受給（予定）している場合は、該当しない。）

②世帯収入（父母両方の収入）が無収入の場合
⇒「収入に関する事情書」の「3」欄に、申込時点での手当等の受給状況を記入して提出する。
＜事例１＞
祖父母等からの援助金や養育費を生活費に充てている。
※ 援助の年額の証明(様式自由、援助者作成)も提出してください。

＜事例２＞
父母ともに収入がなく、預貯金を切り崩して生活している。
※ 父母両方の無収入の証明書も提出してください。

「収入に関する事情書」郵送提出先
〒180-8633
東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
成蹊大学学生部奨学金担当宛

※奨学金応募受付〆切日（P. 15参照）必着のこと！

【生計維持者の収入に関する書類】

※本ページはFormsよりデータをアップロードする前に参考としてご活用ください。
※書類の提出は、郵送ではなくFormsからのアップロードとなりますので、ご注意ください。

収入の種類･状態		必要書類
給与収入 会社員、公務員、パート、アルバイト等	2022年1月2日以降に就職・転職していない	源泉徴収票（令和4年分）のコピー
	2022年1月2日～2023年1月1日に就職・転職した	前職の源泉徴収票（令和3年分）のコピーおよび現職の年収見込証明書または、直近3ヵ月分の給与明細書のコピー ※転職理由(自己都合、解雇等)、転職後のボーナス・賞与等の有無と、有りの場合見込月数を入力する。
	2023年1月2日以降に就職・転職した	前職の源泉徴収票（令和4年分）のコピーおよび現職の年収見込証明書または、直近3ヵ月分の給与明細書のコピー ※転職理由(自己都合、解雇等)、転職後のボーナス・賞与等の有無と、有りの場合見込月数を入力する。
	専従者給与	令和4年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー　※税務署の受付印があるもの　〈注①〉 または、源泉徴収票のコピー
事業所得等 自営業、自由業、農・林・水産業、不動産業等	2022年1月2日以降に開業・転業していない	令和4年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー※税務署の受付印があるもの　〈注①〉
	2022年1月2日～2023年1月1日に開業・転業した	令和3年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー(税務署の受付印があるもの〈注①〉)および直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
	2023年1月2日以降に開業・転業した	令和4年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー(税務署の受付印があるもの〈注①〉)および直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
	外交員報酬	令和4年分確定申告書（控）（第一表と第二表）のコピー　※税務署の受付印があるもの　〈注①〉 ※「報酬料金支払調書」は、不可
その他収入	雇用保険基本手当（失業給付）受給中	雇用保険受給資格者証の両面のコピー　**〈注②〉**
	国、地方自治体から給付される児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給中（勤務先の扶養手当は該当しません）	受給額記載の通知書、手当が振り込まれている通帳のコピー　（公務員の場合は児童手当受給のわかる給与明細書など）
	年金受給中	年金振込通知書または年金額改定通知書のコピー あるいは、公的年金等源泉徴収票のコピー
	傷病手当金　受給中	傷病手当金通知書のコピー　**〈注③〉**
	生活保護　受給中	生活保護決定（変更）通知のコピー ※受給金額の記載があるもの
無職･無収入 専業主婦、退職、廃業、求職中等	前々年（2021年）以降収入なし	非課税証明書または所得証明書のコピー ※所得金額「0円」と記載があるもの　**〈注④〉**
	前年（2022年）は無収入だが前々年（2021年）は収入があった	収入に関する事情書　**〈本書P.16参照〉**
	前年（2022年）は収入があったが、現在は無職･無収入で雇用保険を受給していない	収入に関する事情書　**〈本書P.16参照〉** ※退職証明書、廃業届等があればコピーを添付
	祖父母等からの援助金や離婚後養育費で生活している	援助の年額の証明（様式自由） 収入に関する事情書　**〈本書P.16参照〉**
	収入がなく、預貯金を切り崩して生活している	父母両方の（非）課税証明書 収入に関する事情書　**〈本書P.16参照〉**

〈注①〉　電子申告の場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」または「申告内容確認票」第一表・第二表を添付してください。
「市民税・県民税申告書（控）」は「確定申告書（控）」と同等の扱いとします。

〈注②〉「基本手当日額×所定給付日数－2022年12月以前の受給額」を給与収入額とみなします。

〈注③〉 傷病手当金の年額を推算して、給与収入額とみなします。勤務先より給与も支給されている場合は、休職中の「年収見込証明書」または「給与明細書のコピー」も添付し、合算してください。

〈注④〉 「所得金額」以外に「収入内訳」と「所得内訳」にも「0円」と記載されていること。
確定申告を行っていないために「非課税証明書」が取得できない場合は、「市民税・県民税申告書」の手続きを取り、その（控）のコピーを提出してください。
無収入であるが、市区町村にて所得金額「0円」と記載された証明書が発行できない場合（金額欄が「＊」「-」「空白」のものしか発行されない。）、以下のいずれかにより対応してください。（居住する市区町村により対応が異なるため、役所・役場にご確認下さい。）
①窓口で「市民税・県民税申告書」の手続きを取り0円申告をし、所得0円の証明書を発行する。
②非課税としか印字されない（所得額の表示ができない）場合は、取得した非課税証明書の余白に【所得額記載の証明書が発行されず】と証明書余白に記載し当該生計維持者の自署したものをアップロードしてください。

（2）特別控除に関する書類＜該当する場合のみ＞

次の家庭事情に該当する場合は、家計基準のもととなる所得金額から所定の特別控除額を控除できます。該当する事情に応じて、以下の各種証明書等の画像を証明書類アップロードフォームに提出してください。

家庭事情	内 容	証明書の画像	控除額
母子又は父子家庭である	母又は父と18歳未満の子（就学者は18歳以上でも可）及び60歳以上の経済力のない祖父母のみで構成される世帯	特に必要ありませんが「奨学金申請書」の家庭事情欄に明記すること	一律 99万円
世帯内に障害のある人がいる	・「障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」の交付を受けている人 ・上記手帳を所持しない人でも身体上に障害があることが明らかな人 ・精神上の障害により事理を弁職する能力を欠く常況にある人、もしくは知的障害のある人 ・常に就床を要し複雑な介護を要する人 など	・障害者手帳 ・医師等の証明	一人につき 99万円
主たる生計維持者が別居している	単身赴任等で家族と別居し、別居のために住居費、光熱・水道費、家具購入費等を特別に支出している ※「奨学金申請書」の家庭事情欄に明記	・公共料金支払書、家賃の支払書等（住所が明記されているもの）	一律 71万円
世帯内に長期療養者がいる	6ヶ月以上にわたる期間療養している人がいる又は今後療養を必要と認められる人がいる ※「奨学金申請書」の家庭事情欄に明記	・治療費、入院費、薬代、介護サービス自己負担額等の医療費明細書や領収書(直近6ヵ月分）＜注①＞	年間の支出金額 ＜注②＞
災害又は盗難等の被害を受けた	申し込みの前年から申込時までに被害を受けたために、長期(2年以上)にわたり支出 が増大したり収入が減少した	・罹災証明書 ・被害を受けた日常生活の必需品の購入費・修理費等の領収書 ・盗難届の証明書	支出増、収入減になる年間金額 ＜注②＞

＜注①＞長期療養者が複数いる場合は、証明書類をその人ごとにまとめてください。
証明書等の余白または別紙に、年間の支出(見込)金額の計算式を明記してください。
＜注②＞控除額は、1万円未満を切り上げてください。

(3) 振込口座通帳等の画像データ

SEIKEI PORTALの奨学金申請登録で指定した振込口座の通帳等の画像データ（口座情報・氏名が確認できる部分）を証明書類アップロードフォームに提出してください。
※指定できるのは、本人名義の口座となります。保証人名義の口座は指定できません。

(4) その他

関育英奨学金を希望する場合
⇒ 「指導教授の推薦所見」を郵送にて提出してください。(本書P.3参照)

「指導教授の推薦所見」郵送提出先
〒180-8633
東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
成蹊大学学生部奨学金担当宛

※奨学金応募受付〆切日（P.15参照）必着のこと！

６．採用の決定

応募から採用が決まるまでの期間は、奨学金によって異なりますが、2～3ヵ月ほどかかります。

採用者については、SEIKEI PORTALで発表しますので、SEIKEI PORTALは常に確認するようにしてください。おおまかな日程は以下の奨学金スケジュール表を参照してください。

なお、授業料等納付金（以下「納付金」）が未納の場合、奨学金の給付をすることができません。受給者に決定した場合でも、納付金が未納の場合は、奨学金の給付を留保します。納付金の納入期日までに納入することが困難な場合は、成蹊学園財務部経理課（0422-37-3519）に願い出て、納入期日（前期：4月19日(水)、後期10月11日(水)）までに延納の手続きを行うことにより奨学金の給付を受けることができます。

延納の願出により奨学金の給付を受けた後、当該期間の納付金の納付を行わず、納付金未納による除籍となった場合、当該期間に給付した奨学金の返還を求めます。また、納付金の振込が定められた期限までに確認できず、未納状態のまま当該年度内に奨学金振込処理が可能な日付を超過した場合、年度をまたいでの奨学金振込はできないため、当該年度に採用となった奨学金は受給することができなくなります。

＜奨学金スケジュール表＞

<table>
<tr><th></th><th>日本学生支援機構</th><th>大学独自
（大学給付・岡野・関育英）</th><th>成蹊会</th><th>財団奨学金</th></tr>
<tr><td>応募受付〆切
（書類提出日）
※必着</td><td colspan="4">・学部2年次生以上　4月　6日（木）24:00
・学部1年次生　4月　14日（金）24:00 本書P.15参照

※収入に関する事情書・【関育英のみ】指導教授の推薦所見は上記日程必着。
※日本学生支援機構給付奨学金単願の場合のみ、5月7日(日)24:00必着まで受け付けます。この場合、4月7日(金)0:00-13:00及び4月15日(土)0:00-13:00はシステムメンテナンスのため入力することができません。</td></tr>
<tr><td>推薦・採用者発表</td><td>６月上旬</td><td>６月下旬</td><td>６月上旬</td><td rowspan="3">推薦対象者には学生部より個別に連絡をします。
その後、各財団へ手続きをしてもらいます。</td></tr>
<tr><td>採用手続等</td><td>６月中旬</td><td>７月上旬</td><td>６月中旬</td></tr>
<tr><td>奨学金支給
（予定）</td><td>第１回振込
６月中旬</td><td>前期
７月下旬～８月上旬
後期
11月上旬</td><td>第１回振込
7月中旬</td></tr>
</table>

Ⅳ．大学院生の奨学金について

１．奨学金の種類

本学で扱っている大学院生対象の奨学金は次のとおりです。

〈貸与〉成蹊会育英奨学金（本書P.4参照）

〈給付〉成蹊大学大学院奨学金（別途手続き）関育英奨学金（本書P.3参照）
成蹊会育英奨学金（本書P.4参照）
日揮・実吉奨学会奨学金（本書P.5参照）旭硝子財団奨学金（大学HP参照）
エフテック奨学財団奨学金（大学HP参照）

【給付奨学金選考順について】
成蹊会育英給付奨学金→日揮・実吉奨学会奨学金→旭硝子財団奨学金
→エフテック奨学財団奨学金→関育英奨学金
※複数の奨学金への併願は可能ですが、併給は不可となります。
※成蹊大学大学院奨学金は応募制の奨学金ではありません。該当者には学生部より書類をお送りいたします。

２．応募について

（１）応募申請について

※日本学生支援機構貸与奨学金・一部財団の応募方法については、別途大学ホームページ、SEIKEI PORTALにて別文書でお知らせいたします。
日本学生支援機構貸与奨学金と大学独自・財団等の奨学金の併願を希望される場合は、本奨学金ガイドおよび各奨学金の応募方法に関する文書を必ずご確認ください。

応募にあたっては、応募資格や推薦の原則等をよく確認し、下記の要領により応募申請手続きをしてください。提出書類については、「奨学金アップロード・郵送書類チェック表」（本書裏表紙）にて、漏れがないかどうか事前に確認してください。

なお、成蹊大学から成蹊大学大学院に進学される方は大学院生としての学籍番号でSEIKEI PORTALにログインができるようになってから（4/1(土)以降）申請を行うようにしてください。（3/31(金)までは学部生としての学籍番号でSEIKEI PORTALにログインができるため、学部4年生対象の奨学金に応募ができてしまいますが、有効な申請として扱うことはできません。）

【各種奨学金応募申請手順】

種別	申請方法	対象
①日本学生支援機構貸与奨学金	大学HP（奨学金ページ）参照	博士前期・後期全学年
②成蹊大学大学院奨学金	学生部より対象者へ別途SEIKEI PORTALにてお知らせ	博士前期2年次生 博士後期2,3年次生
③成蹊会育英奨学金(貸与・給付)	本ガイドP.25～39参照	博士前期1年次生
④関育英奨学金	本ガイドP.25～39参照	博士前期・後期全学年電気・原子力専攻者
⑤日揮・実吉奨学会奨学金	本ガイドP.25～39参照	博士前期1年次生理工学研究科
⑥旭硝子財団奨学金	大学HP（奨学金ページ）参照	大学HP（奨学金ページ）参照
⑦エフテック奨学財団奨学金	大学HP（奨学金ページ）参照	大学HP（奨学金ページ）参照

※①～③について、全研究科や専攻等による制限はありません。

（２）応募受付について

奨学金の応募申請は、下記の応募受付〆切日までに申請手続きを行ってください。申請手続きは奨学金種別により異なります。

【大学独自・財団・成蹊会育英奨学金申請手順】
以下すべての手続きを完了した者のみ申請者とみなします。いずれかが未入力であることによる督促は行いませんので、手順に沿って手続きしてください。
手続きには学生に対して発行したOffice365アカウントでのサインインが必要です。

手順	手続内容
①	SEIKEI PORTALで申請 大学の「SEIKEI PORTAL」にログインし、トップ画面上部の「学生支援」メニューの「奨学金申請」から奨学金申請登録を行う。 ※申請方法の詳細は本ガイドP.25～39参照
②	証明書類アップロードフォームに入力 URL：https://forms.office.com/r/zyv0SPWSzB ※日本学生支援機構貸与奨学金希望者は本人収入証明書類のアップロードも必要になります。

※証明書類アップロードフォームに入力することにより日本学生支援機構分の奨学金についての申請を兼ねることができます。希望する奨学金により申請に必要な手続きが異なりますので、下記を参照して下さい。SEIKEI PORTAL、各フォームは一度提出すれば、希望する奨学金ごとに再度の手続きは不要です。

		SEIKEI PORTAL	証明書類 アップロードフォーム	日本学生支援機構 希望奨学金 申請フォーム※
Ⅰ	大学独自奨学金 財団奨学金・成蹊会育英奨学金 （本誌に掲載されているもの）	○	○	×
Ⅱ	日本学生支援機構貸与奨学金	×	○	○

※日本学生支援機構貸与奨学金希望者は「証明書類アップロードフォーム」に本人収入証明書類アップロードも必要です。詳細は日本学生支援機構貸与奨学金の募集に関する大学HPをご確認下さい。

対象者	応募受付〆切日
大学院生	4月6日（木）　24:00

※申請書類に不備があった場合は、大学指定アドレス（d+学籍番号@cc.seikei.ac.jp）へメールにてご連絡いたしますので、必ず確認のうえ手続きを行ってください。
※大学指定アドレス（d+学籍番号@cc.seikei.ac.jp）は任意のアドレス（GmailやYahooメール等）に転送設定が可能ですので、こちらから転送設定を行ってください。
※紙媒体での提出物（収入に関する事情書・【関育英のみ】指導教授の推薦所見）は同日必着が期限となります。
※期限厳守、期限後の申請は一切受け付けません。
※応募書類の受付後、必要と判断した場合は面談を実施する場合があります。

３．【大学院生】応募申請に必要な書類

奨学金の応募申請にあたっては、以下の書類が必要となります。応募〆切日までに不備なく提出できるように、早めに準備するようにしてください。

（1）生計維持者の収入に関する書類

本書P.16～17を参照し、「父と母（またはこれに代わって家計を支えている者）の「収入に関する証明書」を提出してください。専業主婦や無職の人も提出が必要です。また、「収入に関する事情書」の提出が必要な場合もあります。（P.16「（1）生計維持者の収入に関する書類」の※以下をご参照ください。）

（2）特別控除に関する書類　＜該当する場合のみ＞

特別控除の家庭事情に該当する場合は、家計基準のもととなる所得金額から所定の特別控除額を控除できます。本書P. 18を参照し、該当する事情に応じた各種証明書等を提出してください。

（3）成績証明書

他大学（成蹊大学以外）から成蹊大学大学院に入学した場合または編入学等による入学の場合は、前の学校の成績表を提出してください。
※成蹊大学から成蹊大学大学院に進学した方は提出不要です。

（4）振込口座通帳等のデータ

奨学金申請で指定した振込口座の通帳等のデータ（口座情報・氏名が確認できる部分）を提出してください。
※指定できるのは、本人名義の口座となります。保証人名義の口座は指定できません。

（5）その他

関育英奨学金を希望する場合
⇒「指導教授の推薦所見」を〆切日必着で郵送にて提出する。（本書P. 3、19参照）

【参考】提出書類については、下表を参考にしてください。

＜大学院生申請奨学金別提出書類＞

	①生計維持者の収入証明書	②特別控除に関する書類	③成績証明書	④振込口座通帳等のデータ	⑥指導教授の推薦所見（郵送提出）
成蹊会育英（貸与・給付）	○	○	○※	○	×
関育英					○
日揮・実吉					×

※成蹊大学から成蹊大学大学院に進学した方は提出不要

Ⅴ．奨学金の申請登録について

奨学金を希望する場合は、大学の「SEIKEI PORTAL」にアクセスし、希望する奨学金の申請登録をしてください。奨学金申請登録を開始する前に、「奨学金ガイド」（本書）をよく読み、入力内容の参考にする生計維持者の収入に関する書類等を用意しておいてください。

１．奨学金申請登録方法

SEIKEI PORTALからの 奨学金申請登録は、新入生が４月１日（土）から、2年次生以上（学部・院共通）は３月２８日（火）から入力可能です。

入力内容にエラーがあった場合は、赤字でエラー内容が表示されます。エラー内容を確認して正しく入力し直してください。

奨学金申請登録は、１回のみ登録が可能です。登録が完了すると、修正や削除はできなくなります。入力内容に誤りが無いことをよく確認してから、登録の完了をしてください。

内容を確定しない場合は、入力中の内容を保存するボタンから一時保存してください。一時保存状態のデータは何回でも修正や削除が可能です。

（１）SEIKEI PORTALへアクセスする

①成蹊大学のホームページの「在学生の方」から「SEIKEI PORTAL」へアクセスし、「ユーザID」「パスワード」を入力してログインする。

②上段に並んでいる項目の「学生支援」にカーソルを合わせて「奨学金申請」を選択し、奨学金申請登録画面へ進む。（一時保存している場合は、保存中の登録画面が開きます。）

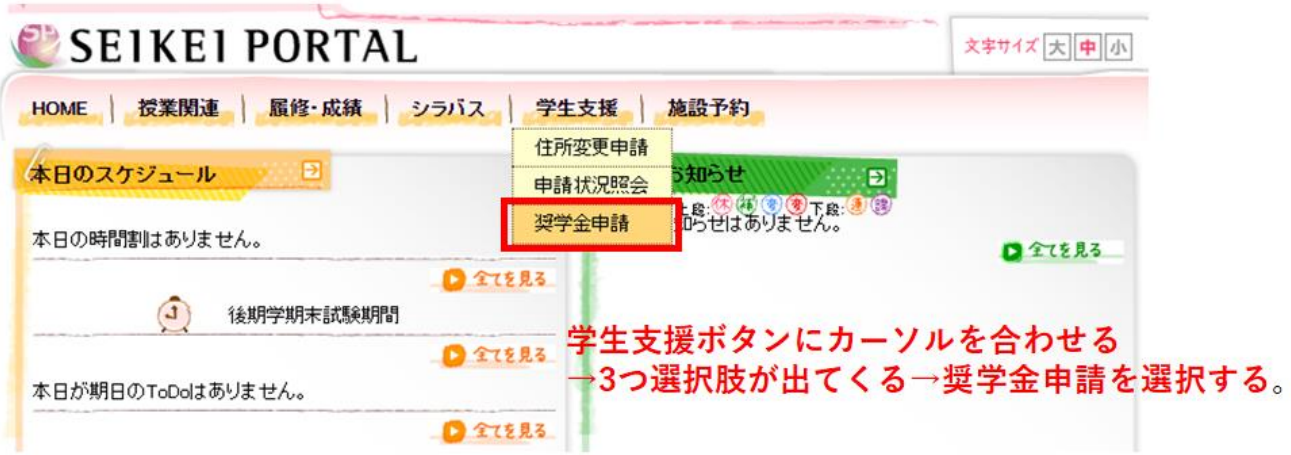

（２）奨学金申請新規登録画面で必要項目を入力する

【奨学金情報の入力】

※応募する奨学金を選択して入力してください。複数の奨学金を併願することも可能です。

①「奨学金情報」欄の 奨学金情報を追加する ボタンを押す。

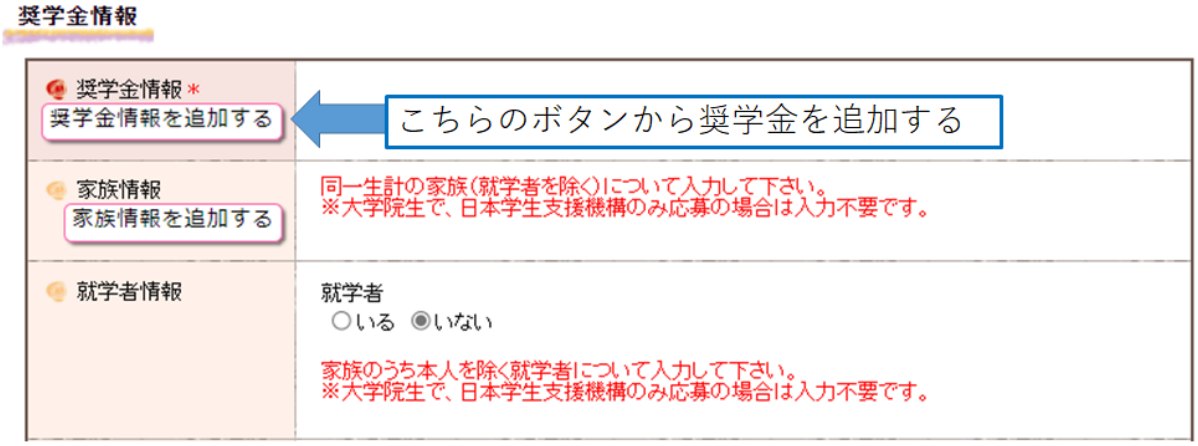

② 奨学金情報新規追加画面において、「奨学金種別」欄で応募する奨学金を選択し、「金額」欄から金額を選択して 登録する ボタンを押す。
※画面上には応募可能な奨学金のみ表示されます。

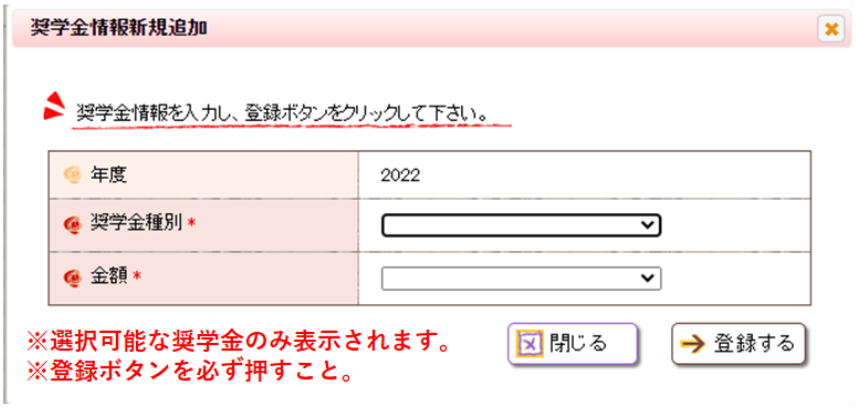

③ 複数の奨学金の応募を希望する場合は、再度 奨学金情報を追加する ボタンを押し、②を繰り返して入力する。例年大学独自奨学金、財団奨学金に複数申請するつもりが、ここで一つしか入力しなかった、というミスが多いです。

④ 一度選択した奨学金を取り消す場合は、該当する奨学金の 削除する ボタンを押す。

【家族情報の入力】

＜主な注意事項＞
※同一生計の家族（就学者を除く）について入力してください。
※同一生計の者のみ入力します。別生計の兄弟姉妹・祖父母は同居していても入力しません。
※父→母→その他家族の順番で一人ずつ入力してください。
※就学中の兄弟姉妹については、次の「就学者情報」欄に入力しますので、ここでは入力しないでください。
※未就学者（小学校入学前の弟妹）については、こちらに入力してください。
※生年月日は、年、月、日を「/」で区切って入力してください。
（例）1975 年 5 月 10 日　→　1975/5/10 と入力する。

①「家族情報」欄（奨学金情報の下にあります）の家族情報を追加するボタンを押す。

②家族情報追加画面において家族情報（続柄・氏名・生年月日・職業・収入売上額・所得金額）について一人ずつ入力する。

③職業・収入売上額・所得金額は、以下のとおり入力してください。
収入売上額とは、いわゆる「収入」を指し、所得金額は「所得」を指します。
※入力方法や書類の参照箇所については、次ページ以降を必ずご確認ください。

・給与所得者の場合（年金・失業給付等受給も含む）
収入 ＝　会社から支払われる給与の税引き前の金額　⇒ 収入売上額
所得 ＝ 給与所得控除を差し引いた給与所得（※今回の申請には使用しません）

・給与所得者以外の場合
収入 ＝　売上金額　⇒ 収入売上額
所得 ＝　売上金額から仕入などの経費を除いた残りの額 ⇒　所得金額

＜生計維持者（父・母）の収入が給与所得、年金・失業給付等受給の場合＞

「職業（給与所得）」欄の「職業」欄で「給与所得」を選択し、「収入売上額」欄に金額を入力する。

⇒【重要】入力金額について：本書 P. 30～31 参照

＜生計維持者（父・母）の収入が給与所得以外の場合＞

「職業（給与所得以外）」欄の職業を追加するボタンを押し、該当する職業を選択し「収入売上額」欄と「所得金額」欄に金額を入力

⇒【重要】入力金額について：本書 P. 32 参照

職業が複数ある場合は再度職業を追加するボタンを押して追加してください。一度入力した職業を削除する場合は、該当する職業の□にチェックを入れて、職業を削除するボタンを押してください。

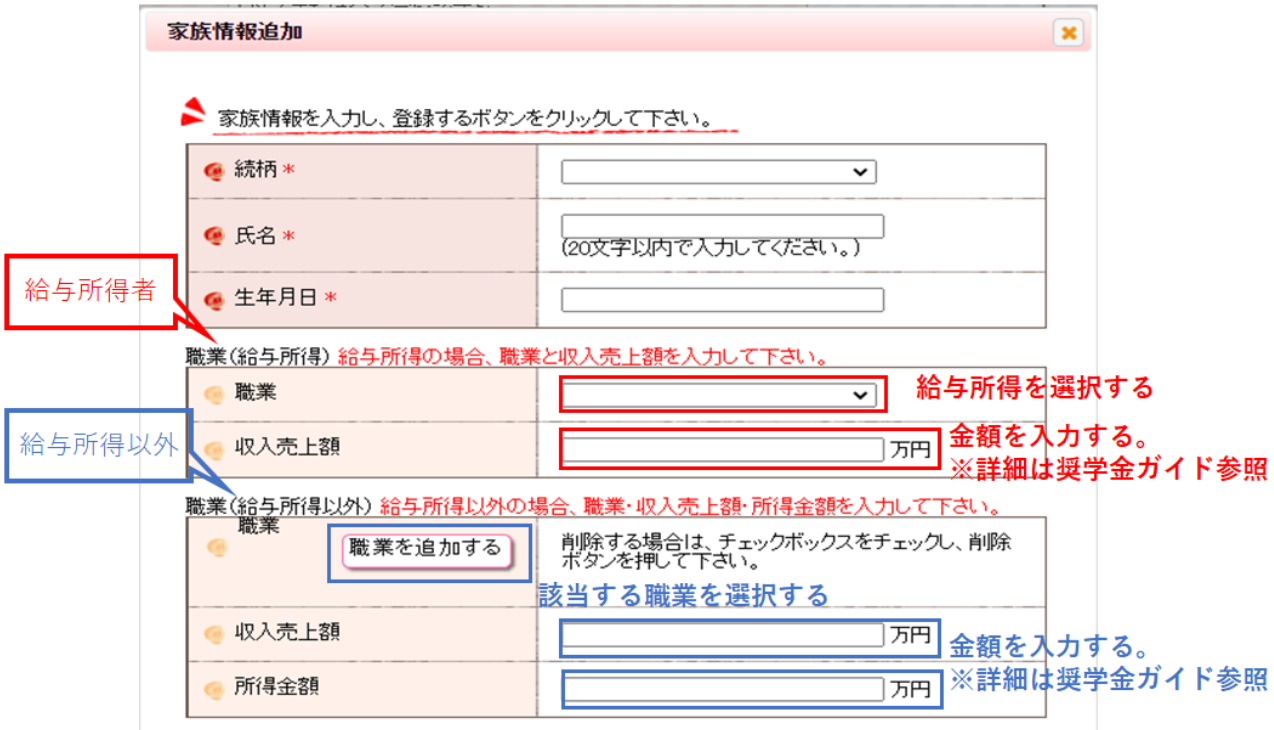

＜生計維持者（父・母）の収入が給与所得と給与所得以外の両方がある場合＞

収入が給与所得および給与所得以外の両方ある場合は、前ページを参照のうえ、「職業（給与所得）」欄と「職業（給与所得以外）」欄の両方に入力してください。

⇒【重要】入力金額について：本書 P. 33～34 参照

＜生計維持者（父・母）が無収入の場合、生計維持者以外の家族の場合＞

「職業（給与所得以外）」欄の職業を追加するボタンを押し、「無職」または「未就学者」を選択し、「収入売上額」および「所得金額」欄に「0」(ｾﾞﾛ)を入力する。

※「収入売上額」「所得金額」については、P. 27～34を参照のうえ、生計維持者（父・母）についてのみ金額を入力してください。その他の家族はすべて「0」と入力してください。

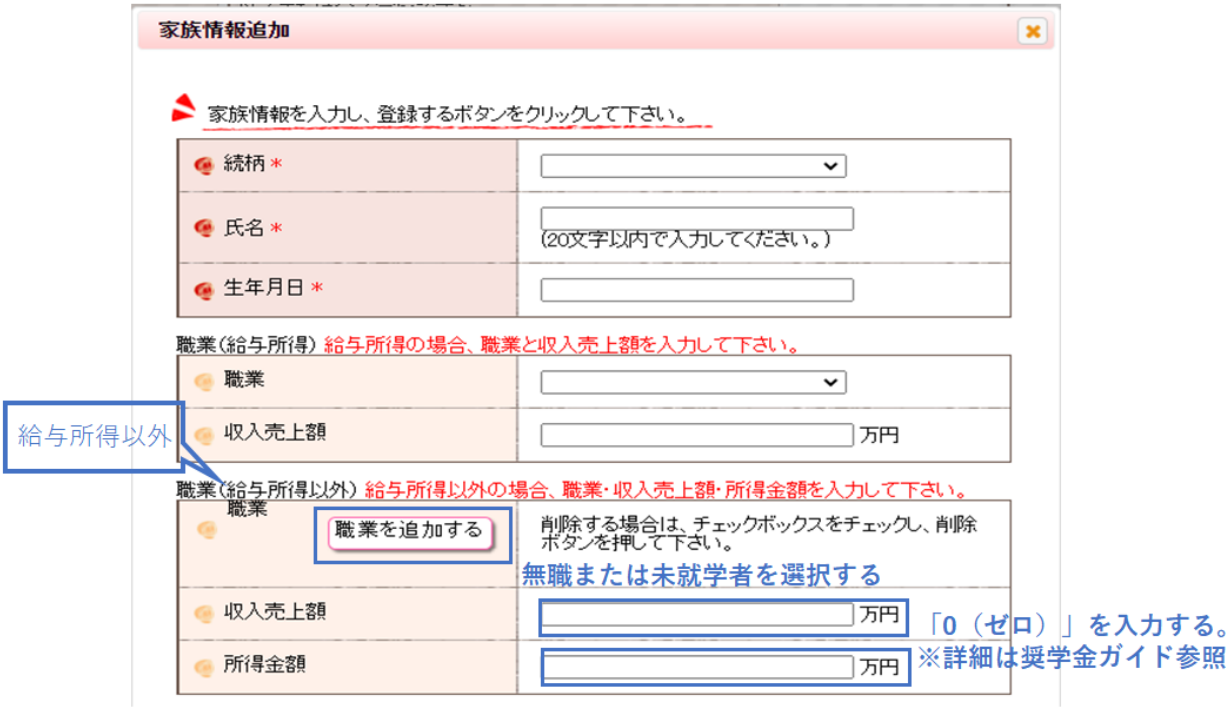

③ 入力後、登録するボタンを押す。

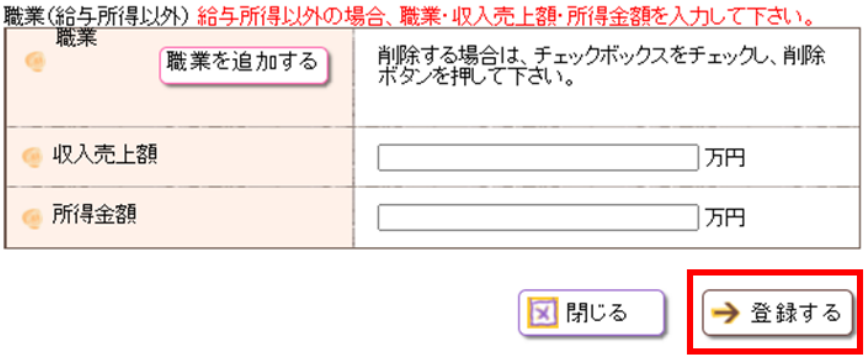

④家族情報を追加するボタンを押して、同一生計の家族全員分（就学者を除く）を入力する。

「収入売上額」と「所得金額」について

「家族情報」欄の「収入売上額」と「所得金額」については、以下を参考にして金額を算出し、入力してください。＜給与所得（年金等含む）のみ＞＜給与所得以外のみ＞＜給与所得と給与所得以外の両方＞の3パターンに分かれますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

＜給与所得（年金等含む）のみの場合＞

2022年 1 月～12 月の1年間における収入金額等をもとに入力します。2022年1月2日以降に就職･転職（開業・転業含む）した場合は、2023年の年収見込金額を「年収見込証明書」「月収証明書」「給与明細書」等から推算して入力してください。

＜例１＞ 定　　職：月収　350,000 円、ボーナス支給ありの場合
　　350,000 円×15 ヶ月＝5,250,000 円（年収見込金額）※通勤交通費は除く

＜例２＞ アルバイト：月収 200,000 円、ボーナス支給なしの場合
　　200,000 円×12 ヶ月＝2,400,000 円（年収見込金額）※通勤交通費は除く

給与収入または年金、生活保護受給、失業給付金等の収入を得ている場合は、令和4年分の源泉徴収票または各種収入証明書（税込）を参照して「職業（給与所得）」欄の「収入売上額」を以下のとおり入力してください。専従者給与を受けている場合は、受けている方の給与としてご入力ください。

◆収入売上額：源泉徴収票における「支払金額」または各種証明書における「年間収入金額」を入力する。（1万円未満切捨て）
※給与所得が2箇所以上である場合は合計した後に1万円未満を切り捨てて入力してください。

＜「源泉徴収票」を参照する場合＞

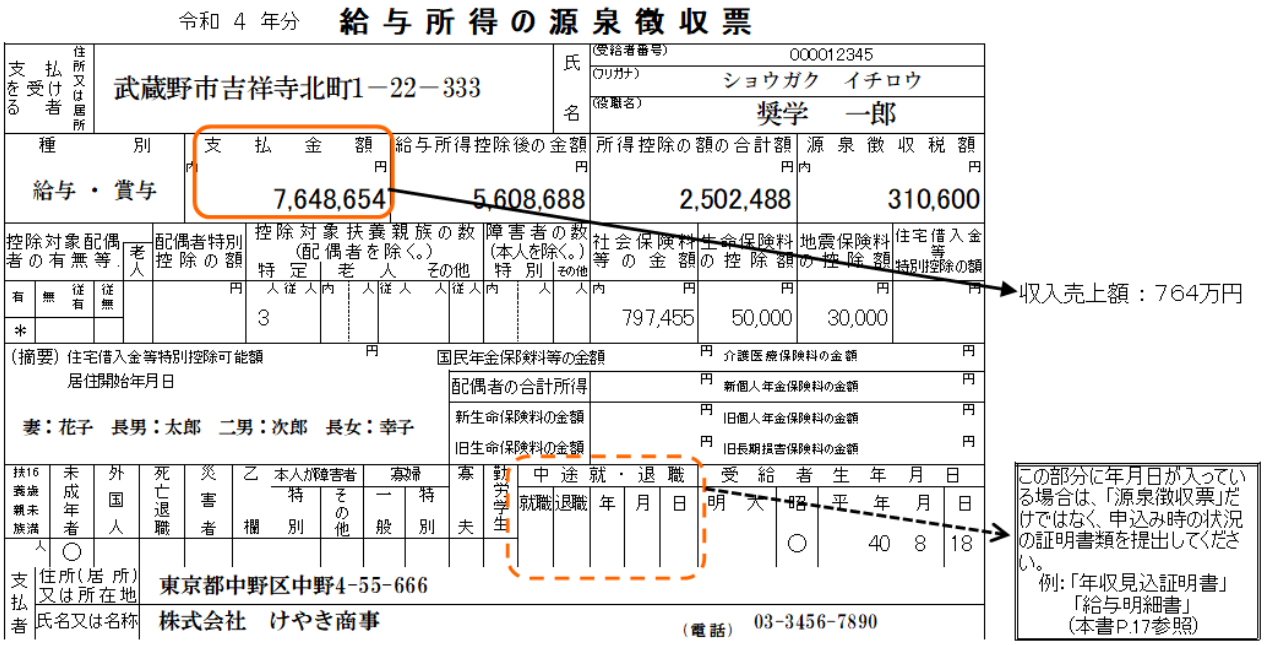

＜給与明細書から年収を推算する場合＞（転職後3か月分の給与明細を用意）

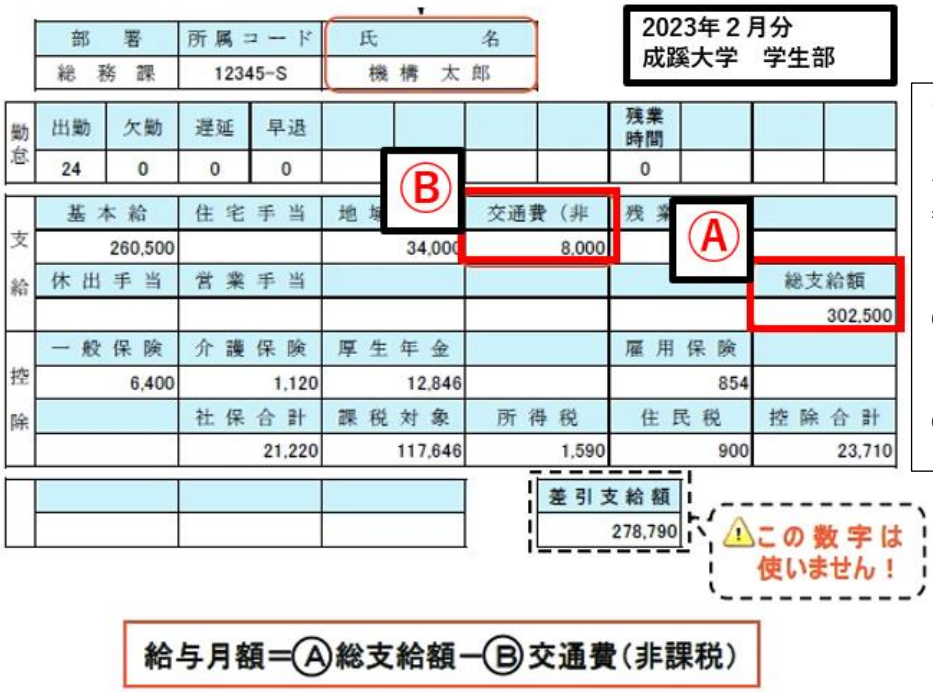

部署	所属コード	氏名
総務課	12345-S	機構 太郎

2023年２月分
成蹊大学　学生部

勤怠	出勤	欠勤	遅延	早退					残業時間			
	24	0	0	0					0			

支給	基本給	住宅手当	地域	交通費（非	残業	
	260,500		34,000	8,000		
	休出手当	営業手当				総支給額
						302,500

控除	一般保険	介護保険	厚生年金		雇用保険	
	6,400	1,120	12,846		854	
		社保合計	課税対象	所得税	住民税	控除合計
		21,220	117,646	1,590	900	23,710

差引支給額
278,790

Ⓐ　Ⓑ

⚠この数字は使いません！

計算例：
｛(2月分A-B)+(3月分A-B)
+(4月分A-B)｝÷3か月
=ひと月あたりの平均給与(C)

(ボーナスなしの場合)
C×12月→収入売上額

(ボーナス(3か月分)ありの場合)
C×(12月+3月)→収入売上額

給与月額＝Ⓐ総支給額－Ⓑ交通費（非課税）

＜お母様が専従者給与を受けている場合＞ ※お父様の確定申告書第二表を確認

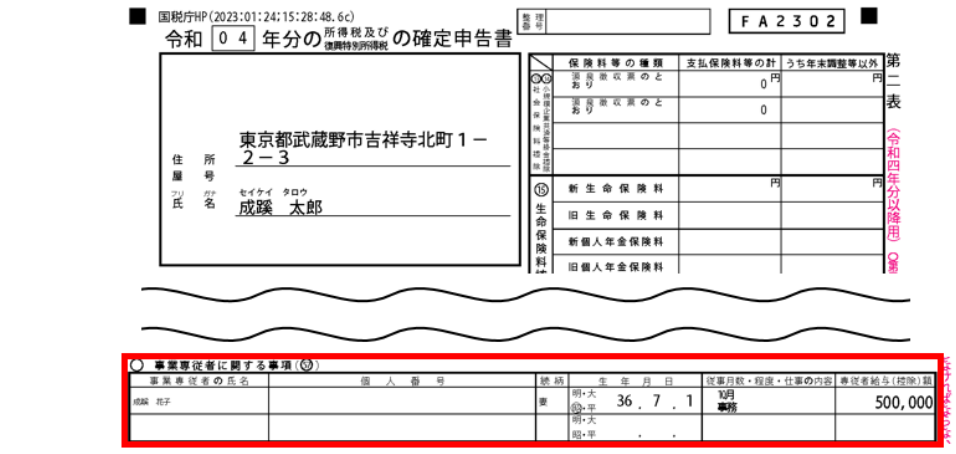

国税庁HP(2023:01:24;15:28:48.6c)
令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書　整理番号　FA2302

住所 東京都武蔵野市吉祥寺北町１－２－３
屋号
フリガナ 氏名 セイケイ タロウ 成蹊 太郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
国民徴収票のとおり	0円	円
国民徴収票のとおり	0	
新生命保険料	円	円
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		

第二表（令和四年分以降用）○第

○ 事業専従者に関する事項（57）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
成蹊 花子		妻	明・大 昭・平 36．7．1	10月 事務	500,000
			明・大 昭・平 ．．		

なければならない

○ 事業専従者に関する事項（57）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
成蹊 花子		妻	明・大 昭・平 36．7．1	10月 事務	500,000
			明・大 昭・平 ．．		

なければならない

専従者の方の給与所得として、
職業（給与所得）欄の収入売上額に入力する
例：お母様がお父様の専従者→お父様の確定申告書を確認し、お母様の収入として入力する

＜給与所得以外のみの場合＞

収入が給与所得以外（自営業等）のみの場合は、令和4年分の所得税の確定申告書（控）を参照し、「職業（給与所得以外）」の「収入売上額」および「所得金額」を以下のとおり入力してください。

【注意事項】

・給与・公的年金・生活保護受給・失業給付金等がある場合は給与収入として取り扱うため、入力方法が異なります。詳細は＜給与所得と給与所得以外両方の場合＞をご確認ください。

・確定申告書（控）の「所得金額」のうち、金額がマイナスのものは「0」（ｾﾞﾛ）円とします。

◆収入売上額：確定申告書(控)の「収入金額等」欄の㋐給与㋕公的年金等を除く㋐（事業・営業等）～㋖（雑・その他）までの合計額を入力する。（１万円未満切捨て）

◆所得金額：確定申告書（控）の「所得金額」の合計額を入力する。

※確定申告書（控）の「所得金額」のうち、金額がマイナスのものは「0」（ｾﾞﾛ）円として扱います。

＜例＞　「所得税の確定申告書」を参照する場合

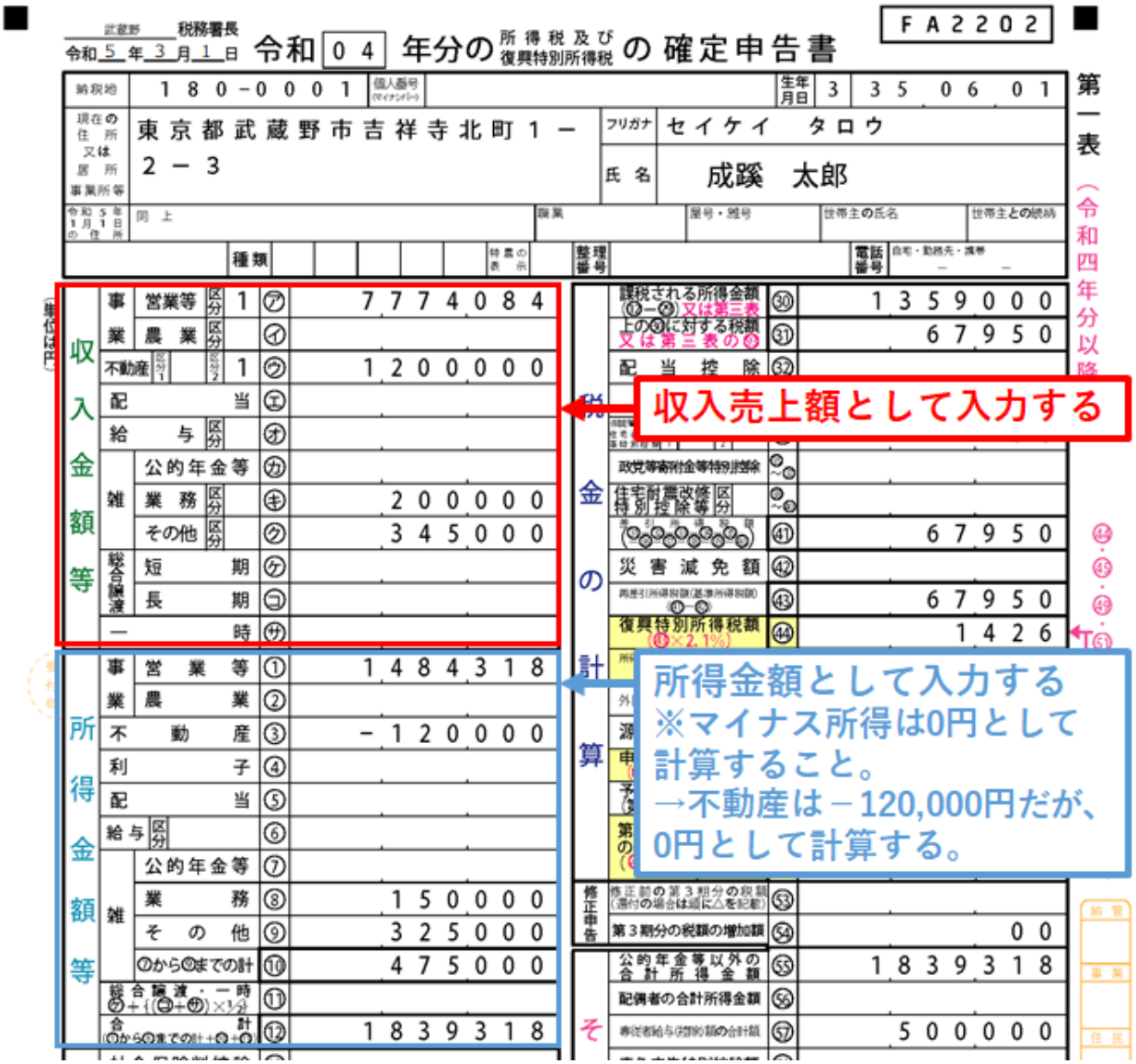

「職業（給与所得以外）」

○**収入売上額**：7,774,084 円（㋐営業）+1,200,000 円（㋒不動産）+200,000 円（㋕業務）+345,000円（㋖その他）＝9,519,084 円 → 951 万円

○**所得金額**：1,484,318 円（①営業等）＋0 円（③不動産）+150,000 円（⑧業務）+325,000 円（⑨その他）=1,959,318 円　→　195 万円　※マイナス所得（不動産）は０円扱いとする。

＜給与所得と給与所得以外両方の場合＞

給与所得（年金・生活保護・失業給付含む）と給与所得以外（自営業・不動産所得）両方の場合は、令和４年分の所得税の確定申告書（控）を参照して、「職業（給与所得）」「職業（給与所得以外）」欄の「収入売上額」および「所得金額」を以下のとおり入力してください。

【「職業（給与所得）」欄の入力について】 ※必ず次ページも参照すること（確定申告書例）
◆収入売上額：確定申告書(控)の「収入金額等」欄の㋑給与㋕公的年金等（公的年金収入金額のみ） の合計額を入力してください。（１万円未満切捨て）
※㋖公的年金等の所得内訳は、確定申告書第二表（P.34参照）を確認し、公的年金（給与所得扱い）とその他雑所得（給与所得以外）に分けて入力してください。

【「職業（給与所得以外）」欄の入力について】※必ず次ページも参照すること（確定申告書例）
◆収入売上額：確定申告書(控)の「収入金額等」欄の㋑給与、㋕公的年金等（年金収入金額分のみ） を除く㋐～㋗までの合計額を入力する。（１万円未満切捨て）
※㋖公的年金等の公的年金収入額は、給与所得として扱いますので、「職業（給与所得）」欄の「収入売上額」に入力してください。
※確定申告書第二表を確認し、㋕公的年金等の項目で公的年金以外の雑所得がある場合は収入売上額および以下所得金額にご入力ください。
所得金額：確定申告書（控）の「所得金額」の合計額を入力する。
※確定申告書（控）の「所得金額」のうち、金額がマイナスのものは「0」（ｾﾞﾛ）円として扱います。
※㋕公的年金等の公的年金収入額は、給与所得として扱いますので、こちらには入力しません。

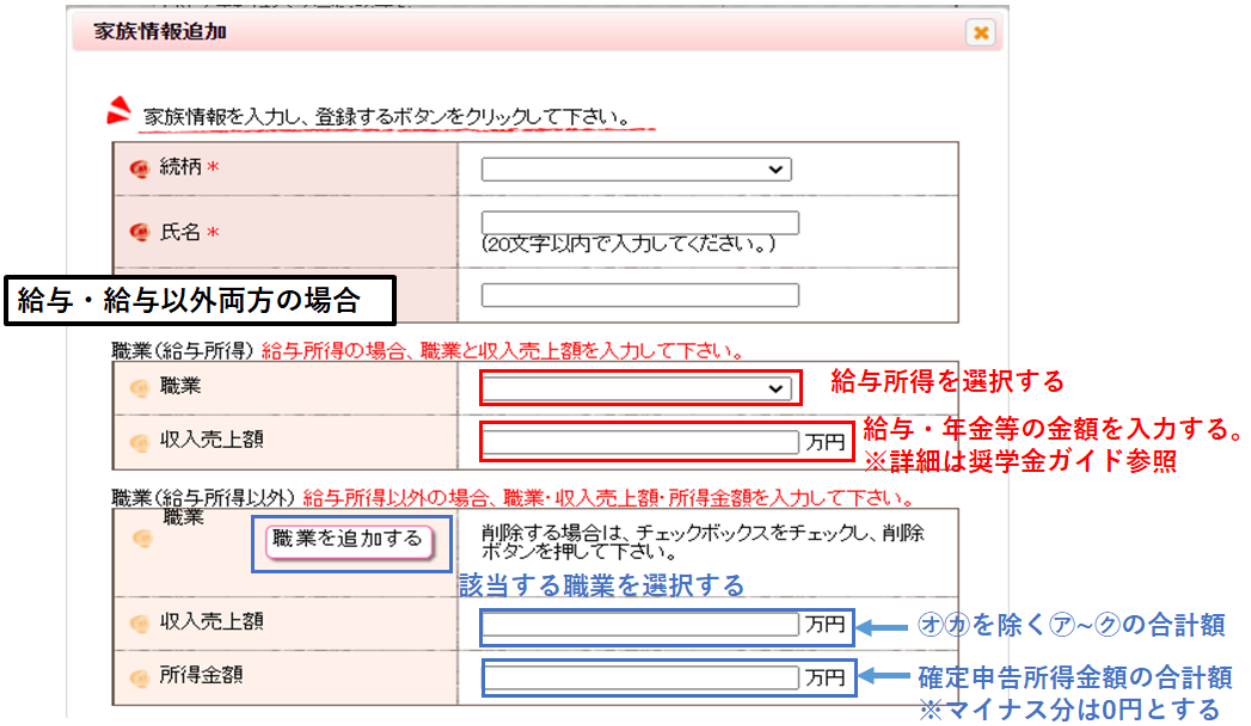

＜例＞　「所得税の確定申告書」を参照する場合　（給与所得・給与所得以外両方）

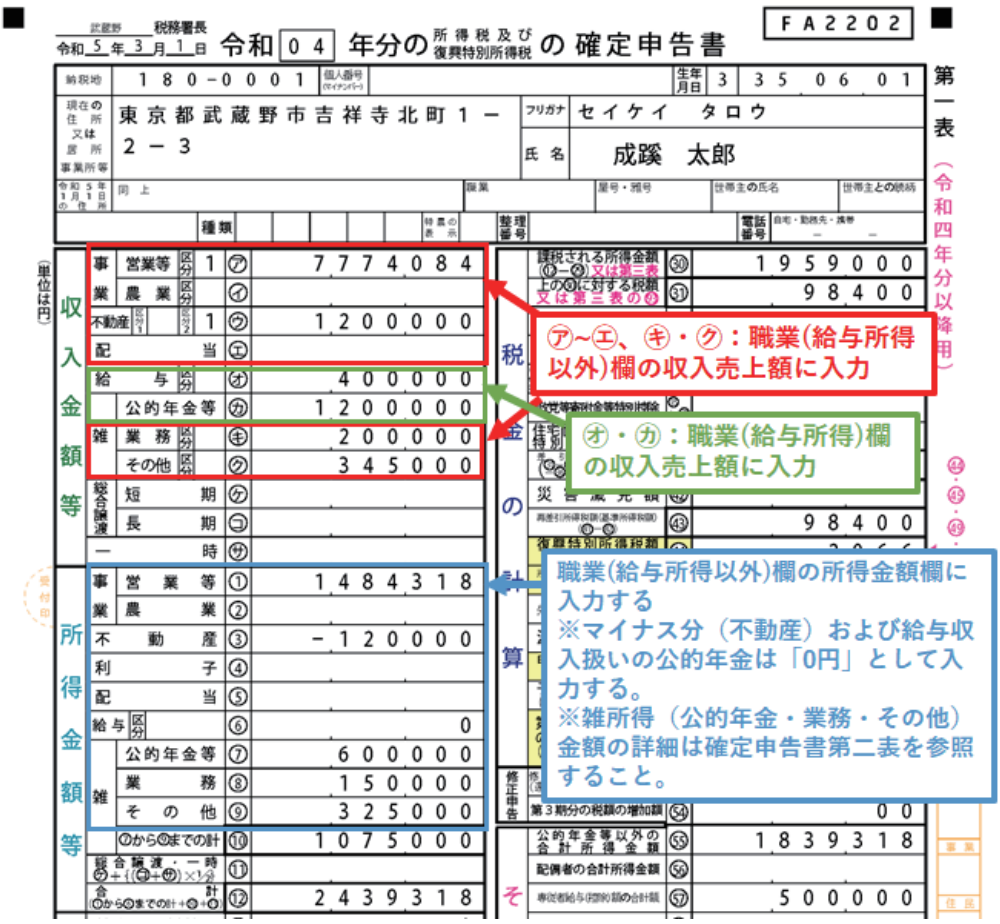

職業（給与所得）欄
収入売上額：160万円

職業（給与所得以外）欄
収入売上額：951 万円
所得金額：195 万円
（不動産所得→0円、雑所得（公的年金等）→0円として計算する）

＜例＞　「所得税の確定申告書（第二表）」を参照する場合　（給与所得・給与所得以外両方）

確定申告書第二表

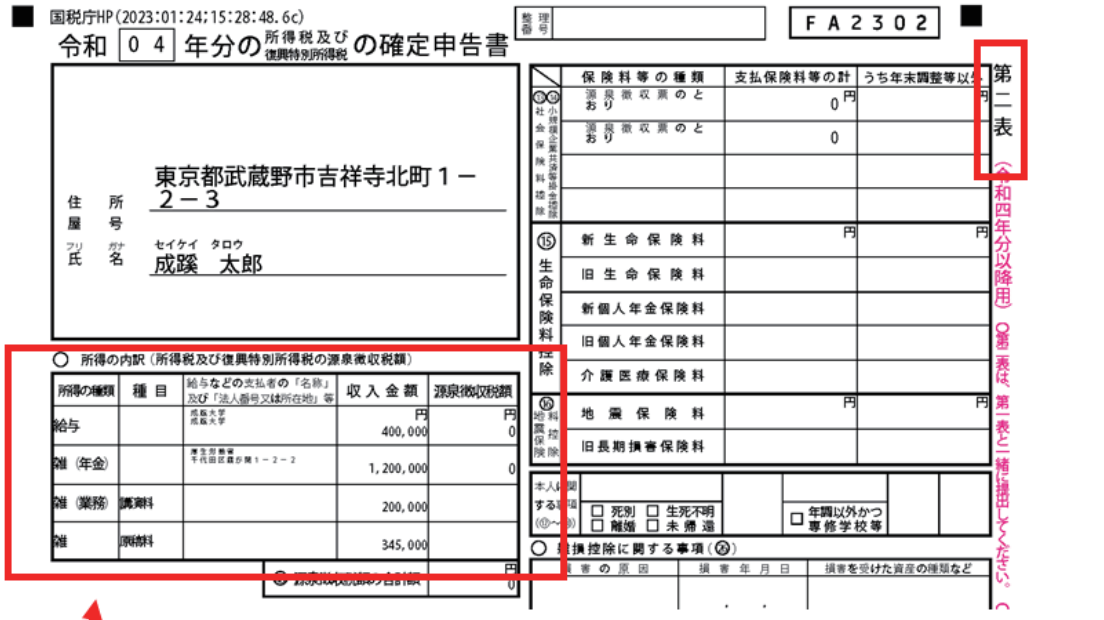

【就学者情報の入力】

家族のうち本人を除く就学者について入力してください。
①「就学者情報」欄の「いる」ボタンを選択する。
※就学者がいない場合は、「いない」ボタンを選択してください。（以下の入力は不要）
② 就学者情報の就学者情報を追加するボタンを押す。

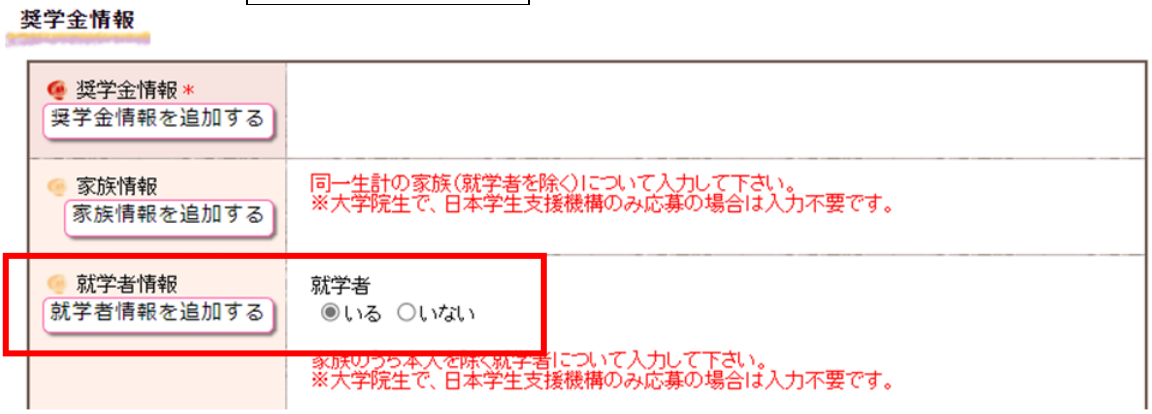

③ 就学者情報追加画面で就学者の情報（続柄、氏名、生年月日、就学状況）を選択・入力する。
※就学者とは、小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、大学（短期大学・通信制・専攻科含む）、大学院に在学中の者を指します。
※大学、短大、大学院の専攻科・特定別科・通信教育学部の学生は私立または国公立の大学生、放送大学の全科履修生、海外大学の学生は私立大学生として控除を受けることができます。
※科目履修生･聴講生･研究生･予備校生･各種学校（訓練学校・語学学校等）等の在学生は控除を受けることができません。

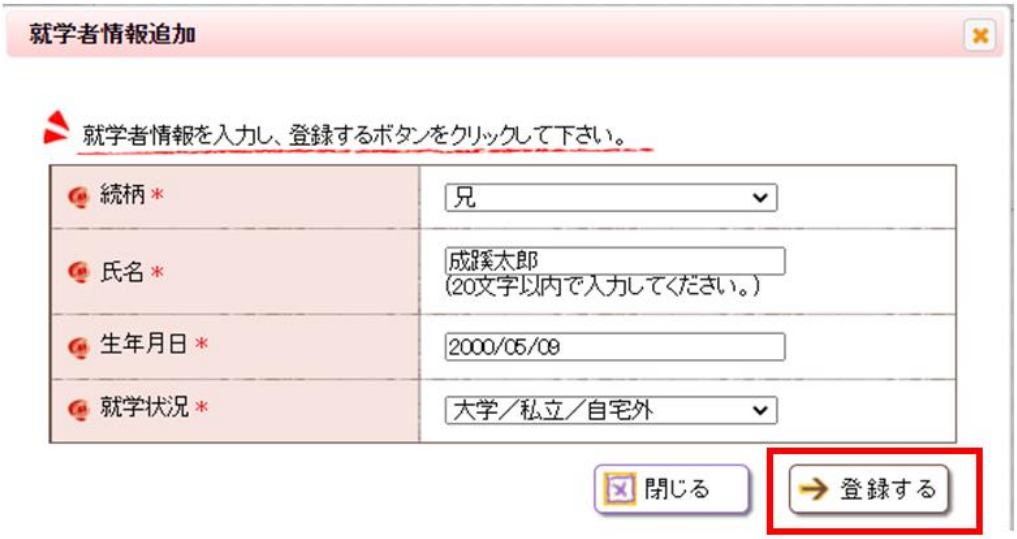

④ 入力後、登録するボタンを押すと、控除額が設定される。
⑤ 就学者が複数いる場合、再度就学者情報を追加するボタンを押して就学者全員の入力をする。

【特別控除の入力】

①「本人の就学者控除」欄に授業料の金額を入力し、通学形態を選択する。
※「授業料」については、下表の該当の金額（授業料減免を受けている場合は相当額を差し引いた金額）を入力し、「通学形態」については、プルダウンで自宅または自宅外のいずれかを選択してください。

＜ 授業料年額一覧 ＞

所属		入学年度				
		2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
学部	経営・経済 文・法	83万円	83万円	83万円	83万円	80万円
	理工	106万円	106万円	106万円	106万円	104万円
大学院	文系（博士前期）	52万円	52万円	52万円	－	－
	文系（博士後期）	44万円	44万円	44万円	44万円	－
	理工（博士前期）	75万円	75万円	75万円	－	－
	理工（博士後期）	61万円	61万円	61万円	61万円	－

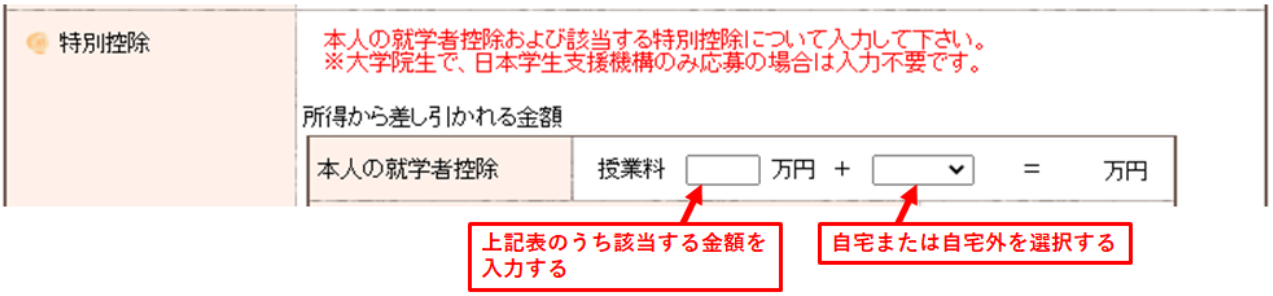

② その他の特別控除額を選択・入力する。

※該当する項目がある場合のみ入力してください。

本書P. 18を参照し、該当する家庭事情がある場合は特別控除の対象になりますので、該当する項目の「はい」を選択するか、人数または金額を直接入力してください。なお、控除を受けるためには、入力した家庭事情を証明する書類が必要となる場合があります。必要な証明書についても本書P. 18を参照してください。

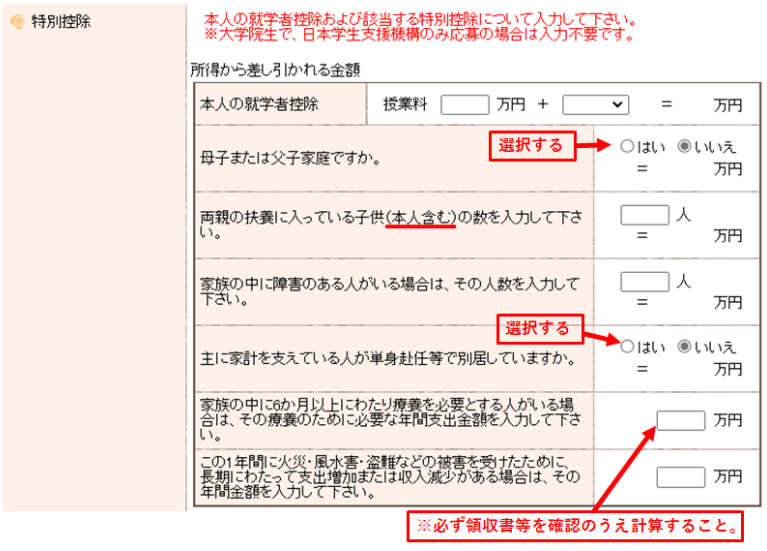

【世帯人数の入力】

本人を含んだ同一生計の者※の数を入力してください。（本人+ 家族情報の人数 + 就学者情報の人数）

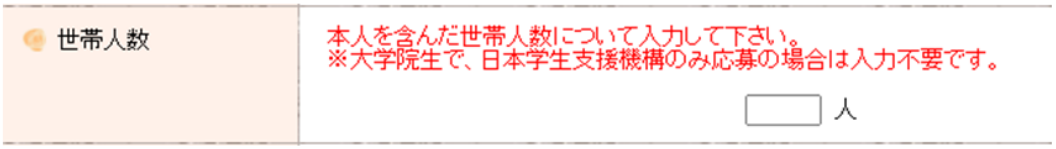

※同居していても就職して別生計にある兄弟姉妹や年金収入のある祖父母などは人数に含めません。

【口座情報の入力】

奨学金が振り込まれる申込者本人の口座情報を入力してください。
※口座情報に不備がある場合、奨学金は振り込まれませんので、ご注意ください。

① 金融機関コード、本支店コードを入力し、それぞれの確認するボタンを押す。
※金融機関コード・本支店コードは、通帳やキャッシュカードに記載されています。
※確認するボタンを押した後、金融機関名・支店名が表示されていることを確認してください。
② 預金種別は「普通預金」を選択する。
※振込みできる口座は「普通預金口座」に限ります。貯蓄預金口座は不可です。
③ 口座番号を半角7文字で入力する。
④ 口座名義を全角カナで入力する。
※姓と名合わせて30文字以内で入力してください。

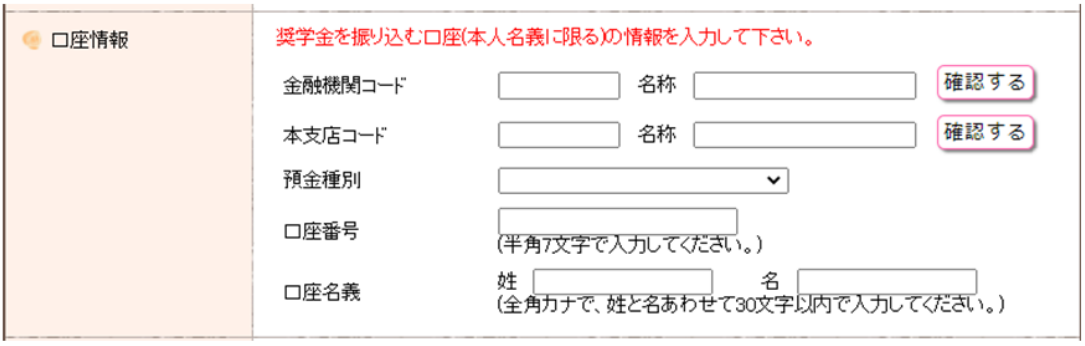

【家庭事情の入力】

奨学金を志望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを200字以内で入力してください。特別控除の対象となる事情（母子・父子家庭、単身赴任、長期療養者等）がある場合は、そのことについて明記してください。また、現在の学生生活、学修の状況について簡潔に記載してください。
※200 字を超える場合、別紙記載の上、合わせて提出可（様式自由・学籍番号・氏名記載のこと）

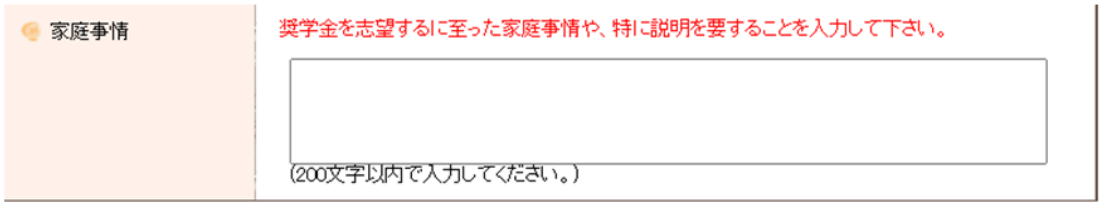

（３）奨学金申請書を印刷する

奨学金申請登録が完了した後、「奨学金申請書」を印刷してください。

① 全ての項目の入力が終わったら、画面右下の入力内容を確認するボタンを押す。

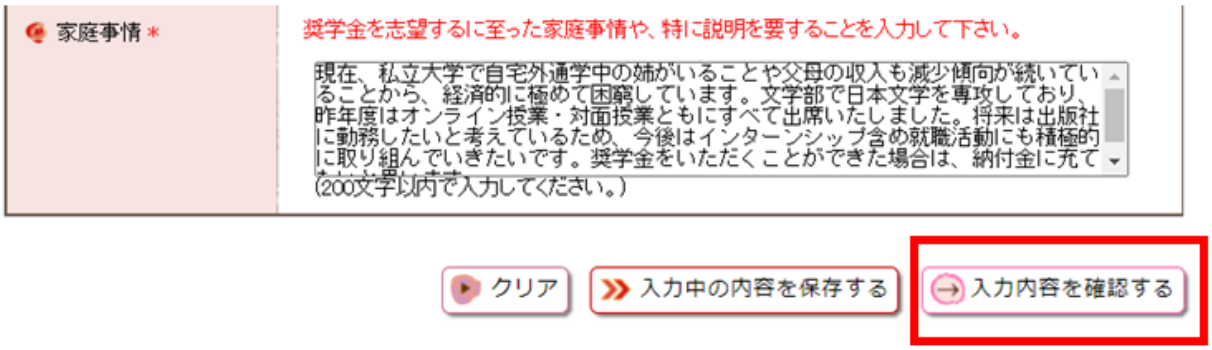

② 内容にエラーがある場合は赤字でメッセージが表示されるので、それに従い修正入力する。
※入力内容の確認等に時間を要する場合は、画面右下の入力中の内容を保存するボタンを押してその時点までの入力内容を一時保存してください。

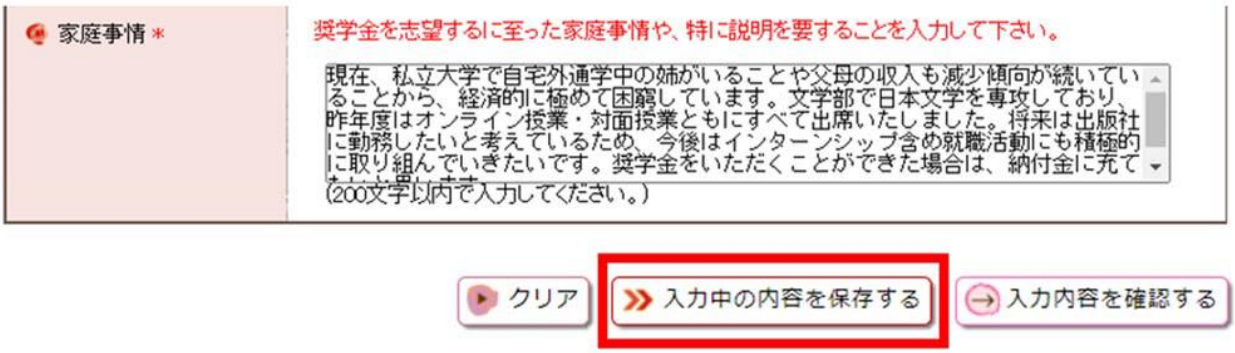

③ 内容が正しい場合は、「登録内容確認」画面が表示されるので、再度自分が入力した内容の確認を行い、間違いが無ければ、画面右下のこの内容を申請するボタンを押して登録を完了する。

※「登録内容確認」画面にて、この内容を申請するボタンを押すと、訂正や削除は出来なくなります。訂正する時は「登録内容確認」画面左下の前の画面へ戻るボタンを押してください。

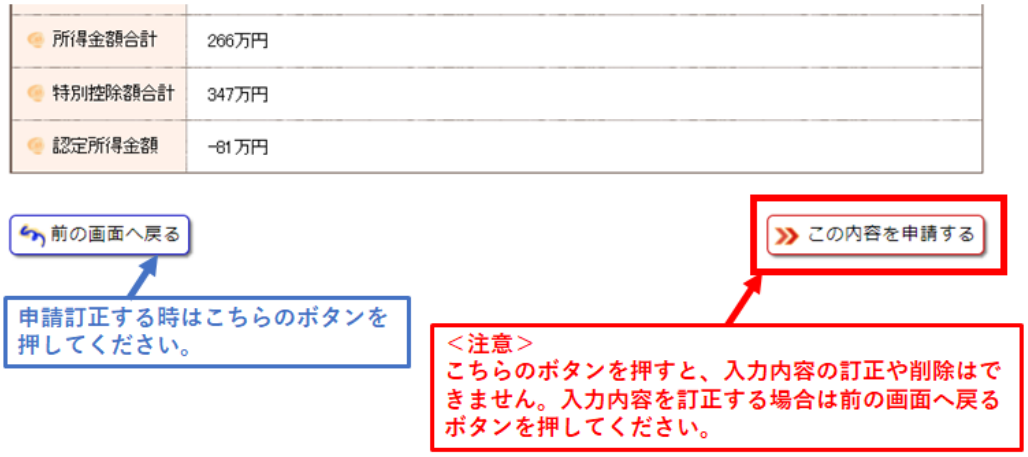

④登録が完了後、「登録完了」画面が表示されるので、画面右上の奨学金申請書ボタンを押す。

⑤「奨学金申請書」が画面に表示されるので、画面右下の印刷するボタンを押して奨学金申請書をプリントアウトする。

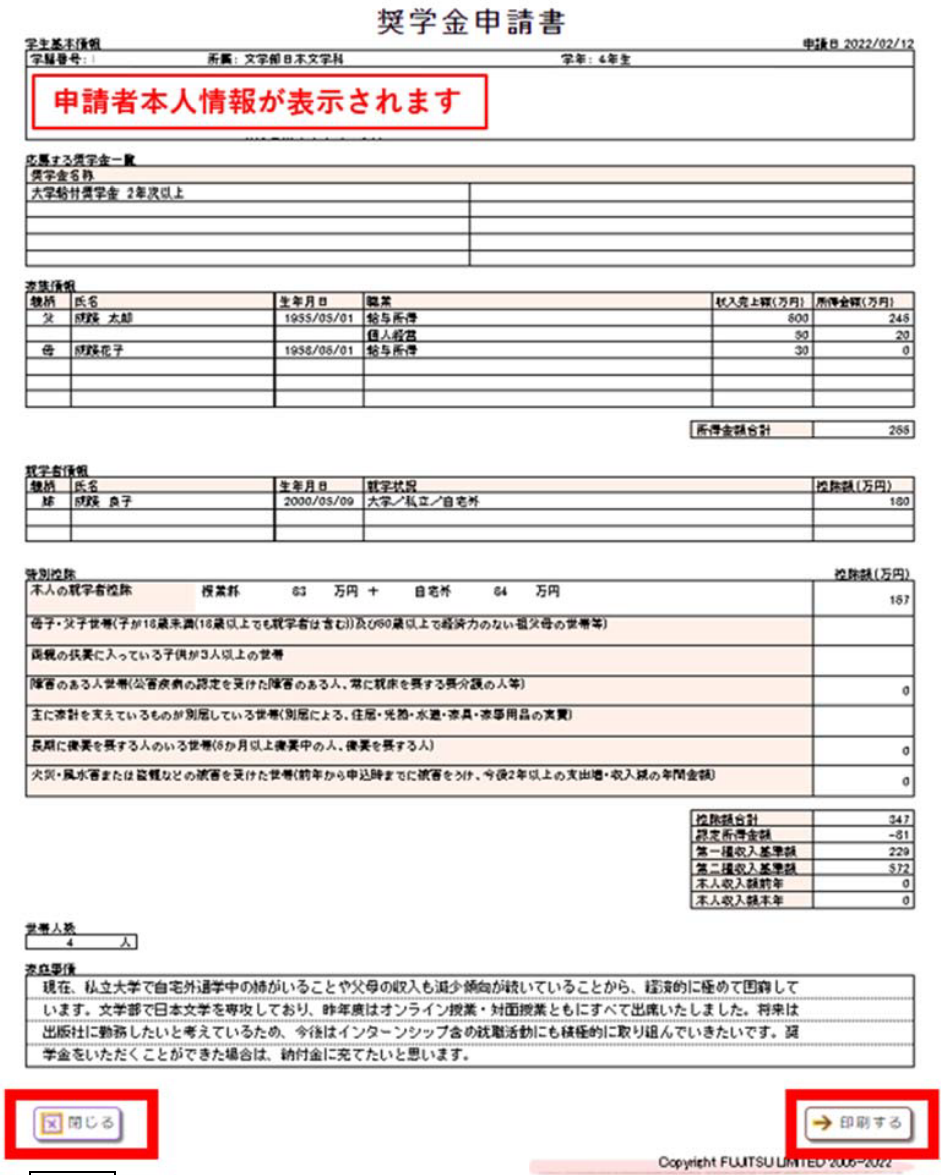

⑥左下の閉じるボタンを押して終了する。

⑦プリントアウトした申請書は確認用として採否が確定するまで大切に保管する。学生部への提出は不要です。

Ⅵ. 参考・資料

- ◆ 給与所得金額表　(A)(B)
- ◆ 日本学生支援機構　収入基準額表
- ◆ 日本学生支援機構　就学者控除額表
- ◆ 日本学生支援機構　本人控除額
- ◆ 授業料年額一覧
- ◆ 奨学金応募・採用状況
- ◆ 奨学金制度一覧表
- ◆ 奨学金提出書類チェック表

給与所得金額表（A）

※生計維持者2名のうち、年間収入金額が多い方に使用

（単位：万円）

収入金額	控除額	所得金額
1	1	0
～	～	
268	268	
269	268	1
270	268	2
271	268	3
272	268	4
273	269	4
274	269	5
275	269	6
276	269	7
277	269	8
278	270	8
279	270	9
280	270	10
281	270	11
282	270	12
283	271	12
284	271	13
285	271	14
286	271	15
287	271	16
288	272	16
289	272	17
290	272	18
291	272	19
292	272	20
293	273	20
294	273	21
295	273	22
296	273	23
297	273	24
298	274	24
299	274	25
300	274	26
301	274	27
302	274	28
303	275	28
304	275	29
305	275	30
306	275	31
307	275	32
308	276	32
309	276	33
310	276	34
311	276	35
312	276	36
313	277	36
314	277	37
315	277	38
316	277	39
317	277	40
318	278	40
319	278	41
320	278	42
321	278	43
322	278	44
323	279	44
324	279	45
325	279	46
326	279	47
327	279	48
328	280	48
329	280	49
330	280	50
331	280	51
332	280	52
333	281	52
334	281	53
335	281	54
336	281	55
337	281	56
338	282	56
339	282	57
340	282	58
341	282	59
342	282	60
343	283	60
344	283	61
345	283	62
346	283	63
347	283	64
348	284	64
349	284	65
350	284	66
351	284	67
352	284	68
353	285	68
354	285	69
355	285	70
356	285	71
357	285	72
358	286	72
359	286	73
360	286	74
361	286	75
362	286	76
363	287	76
364	287	77
365	287	78
366	287	79
367	287	80
368	288	80
369	288	81
370	288	82
371	288	83
372	288	84
373	289	84
374	289	85
375	289	86
376	289	87
377	289	88
378	290	88
379	290	89
380	290	90
381	290	91
382	290	92
383	291	92
384	291	93
385	291	94
386	291	95
387	291	96
388	292	96
389	292	97
390	292	98
391	292	99
392	292	100
393	293	100
394	293	101
395	293	102
396	293	103
397	293	104
398	294	104
399	294	105
400	294	106
401	294	107
402	295	107
403	295	108
404	295	109
405	296	109
406	296	110
407	296	111
408	296	112
409	297	112
410	297	113
411	297	114
412	298	114
413	298	115
414	298	116
415	299	116
416	299	117
417	299	118
418	299	119
419	300	119
420	300	120
421	300	121
422	301	121
423	301	122
424	301	123
425	302	123
426	302	124
427	302	125
428	302	126
429	303	126
430	303	127
431	303	128
432	304	128
433	304	129
434	304	130
435	305	130
436	305	131
437	305	132
438	305	133
439	306	133
440	306	134
441	306	135
442	307	135
443	307	136
444	307	137
445	308	137
446	308	138
447	308	139
448	308	140
449	309	140
450	309	141
451	309	142
452	310	142
453	310	143
454	310	144
455	311	144
456	311	145
457	311	146
458	311	147
459	312	147
460	312	148
461	312	149
462	313	149
463	313	150
464	313	151
465	314	151
466	314	152
467	314	153
468	314	154
469	315	154
470	315	155
471	315	156
472	316	156
473	316	157
474	316	158
475	317	158
476	317	159
477	317	160
478	317	161
479	318	161
480	318	162
481	318	163
482	319	163
483	319	164
484	319	165
485	320	165
486	320	166
487	320	167
488	320	168
489	321	168
490	321	169
491	321	170
492	322	170
493	322	171
494	322	172
495	323	172
496	323	173
497	323	174
498	323	175
499	324	175
500	324	176
501	324	177
502	325	177
503	325	178
504	325	179
505	326	179
506	326	180
507	326	181
508	326	182
509	327	182
510	327	183
511	327	184
512	328	184
513	328	185
514	328	186
515	329	186
516	329	187
517	329	188
518	329	189
519	330	189
520	330	190
521	330	191
522	331	191
523	331	192
524	331	193
525	332	193
526	332	194
527	332	195
528	332	196
529	333	196
530	333	197
531	333	198
532	334	198
533	334	199
534	334	200
535	335	200
536	335	201
537	335	202
538	335	203
539	336	203
540	336	204
541	336	205
542	337	205
543	337	206
544	337	207
545	338	207
546	338	208
547	338	209
548	338	210
549	339	210
550	339	211
551	339	212
552	340	212
553	340	213
554	340	214
555	341	214
556	341	215
557	341	216
558	341	217
559	342	217
560	342	218
561	342	219
562	343	219
563	343	220
564	343	221
565	344	221
566	344	222
567	344	223
568	344	224
569	345	224
570	345	225
571	345	226
572	346	226
573	346	227
574	346	228
575	347	228
576	347	229
577	347	230
578	347	231
579	348	231
580	348	232
581	348	233
582	349	233
583	349	234
584	349	235
585	350	235
586	350	236
587	350	237
588	350	238
589	351	238
590	351	239
591	351	240
592	352	240
593	352	241
594	352	242
595	353	242
596	353	243
597	353	244
598	353	245
599	354	245
600	354	246
601	354	247
602	355	247
603	355	248
604	355	249
605	356	249
606	356	250
607	356	251
608	356	252
609	357	252
610	357	253
611	357	254
612	358	254
613	358	255
614	358	256
615	359	256
616	359	257
617	359	258
618	359	259
619	360	259
620	360	260
621	360	261
622	361	261
623	361	262
624	361	263
625	362	263
626	362	264
627	362	265
628	362	266
629	363	266
630	363	267
631	363	268
632	364	268
633	364	269
634	364	270
635	365	270
636	365	271
637	365	272
638	365	273
639	366	273
640	366	274
641	366	275
642	367	275
643	367	276
644	367	277
645	368	277
646	368	278
647	368	279
648	368	280
649	369	280
650	369	281
651	369	282
652	370	282
653	370	283
654	370	284
655	371	284
656	371	285
657	371	286
658	371	287
659	372	287
660	372	288
661	372	289
662	373	289
663	373	290
664	373	291
665	374	291
666	374	292
667	374	293
668	374	294
669	375	294
670	375	295
671	375	296
672	376	296
673	376	297
674	376	298
675	377	298
676	377	299
677	377	300
678	377	301
679	378	301
680	378	302
681	378	303
682	379	303
683	379	304
684	379	305
685	380	305
686	380	306
687	380	307
688	380	308
689	381	308
690	381	309
691	381	310
692	382	310
693	382	311
694	382	312
695	383	312
696	383	313
697	383	314
698	383	315
699	384	315
700	384	316
701	384	317
702	385	317
703	385	318
704	385	319
705	386	319
706	386	320
707	386	321
708	386	322
709	387	322
710	387	323
711	387	324
712	388	324
713	388	325
714	388	326
715	389	326
716	389	327
717	389	328
718	389	329
719	390	329
720	390	330
721	390	331
722	391	331
723	391	332
724	391	333
725	392	333
726	392	334
727	392	335
728	392	336
729	393	336
730	393	337
731	393	338
732	394	338
733	394	339
734	394	340
735	395	340
736	395	341
737	395	342
738	395	343
739	396	343
740	396	344
741	396	345
742	397	345
743	397	346
744	397	347
745	398	347
746	398	348
747	398	349
748	398	350
749	399	350
750	399	351
751	399	352
752	400	352
753	400	353
754	400	354
755	401	354
756	401	355
757	401	356
758	401	357
759	402	357
760	402	358
761	402	359
762	403	359
763	403	360
764	403	361
765	404	361
766	404	362
767	404	363
768	404	364
769	405	364
770	405	365
771	405	366
772	406	366
773	406	367
774	406	368
775	407	368
776	407	369
777	407	370
778	407	371
779	408	371
780	408	372
781	408	373

収入金額が781万円を超える場合の控除額は、408万円

給与所得金額表（B）　※生計維持者2名のうち、年間収入金額が少ない方に使用

（単位：万円）

収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額
1	1		133	65	68	203	79	124	273	100	173	343	121	222	413	137	276	483	151	332	553	165	388
～	～	0	134	65	69	204	79	125	274	100	174	344	121	223	414	137	277	484	151	333	554	165	389
65	65		135	65	70	205	80	125	275	101	174	345	122	223	415	137	278	485	151	334	555	165	390
66	65	1	136	65	71	206	80	126	276	101	175	346	122	224	416	137	279	486	151	335	556	165	391
67	65	2	137	65	72	207	80	127	277	101	176	347	122	225	417	137	280	487	151	336	557	165	392
68	65	3	138	65	73	208	80	128	278	101	177	348	122	226	418	138	280	488	152	336	558	166	392
69	65	4	139	65	74	209	81	128	279	102	177	349	123	226	419	138	281	489	152	337	559	166	393
70	65	5	140	65	75	210	81	129	280	102	178	350	123	227	420	138	282	490	152	338	560	166	394
71	65	6	141	65	76	211	81	130	281	102	179	351	123	228	421	138	283	491	152	339	561	166	395
72	65	7	142	65	77	212	82	130	282	103	179	352	124	228	422	138	284	492	152	340	562	166	396
73	65	8	143	65	78	213	82	131	283	103	180	353	124	229	423	139	284	493	153	340	563	167	396
74	65	9	144	65	79	214	82	132	284	103	181	354	124	230	424	139	285	494	153	341	564	167	397
75	65	10	145	65	80	215	83	132	285	104	181	355	125	230	425	139	286	495	153	342	565	167	398
76	65	11	146	65	81	216	83	133	286	104	182	356	125	231	426	139	287	496	153	343	566	167	399
77	65	12	147	65	82	217	83	134	287	104	183	357	125	232	427	139	288	497	153	344	567	167	400
78	65	13	148	65	83	218	83	135	288	104	184	358	125	233	428	140	288	498	154	344	568	168	400
79	65	14	149	65	84	219	84	135	289	105	184	359	126	233	429	140	289	499	154	345	569	168	401
80	65	15	150	65	85	220	84	136	290	105	185	360	126	234	430	140	290	500	154	346	570	168	402
81	65	16	151	65	86	221	84	137	291	105	186	361	126	235	431	140	291	501	154	347	571	168	403
82	65	17	152	65	87	222	85	137	292	106	186	362	126	236	432	140	292	502	154	348	572	168	404
83	65	18	153	65	88	223	85	138	293	106	187	363	127	236	433	141	292	503	155	348	573	169	404
84	65	19	154	65	89	224	85	139	294	106	188	364	127	237	434	141	293	504	155	349	574	169	405
85	65	20	155	65	90	225	86	139	295	107	188	365	127	238	435	141	294	505	155	350	575	169	406
86	65	21	156	65	91	226	86	140	296	107	189	366	127	239	436	141	295	506	155	351	576	169	407
87	65	22	157	65	92	227	86	141	297	107	190	367	127	240	437	141	296	507	155	352	577	169	408
88	65	23	158	65	93	228	86	142	298	107	191	368	128	240	438	142	296	508	156	352	578	170	408
89	65	24	159	65	94	229	87	142	299	108	191	369	128	241	439	142	297	509	156	353	579	170	409
90	65	25	160	65	95	230	87	143	300	108	192	370	128	242	440	142	298	510	156	354	580	170	410
91	65	26	161	65	96	231	87	144	301	108	193	371	128	243	441	142	299	511	156	355	581	170	411
92	65	27	162	65	97	232	88	144	302	109	193	372	128	244	442	142	300	512	156	356	582	170	412
93	65	28	163	65	98	233	88	145	303	109	194	373	129	244	443	143	300	513	157	356	583	171	412
94	65	29	164	66	98	234	88	146	304	109	195	374	129	245	444	143	301	514	157	357	584	171	413
95	65	30	165	66	99	235	89	146	305	110	195	375	129	246	445	143	302	515	157	358	585	171	414
96	65	31	166	66	100	236	89	147	306	110	196	376	129	247	446	143	303	516	157	359	586	171	415
97	65	32	167	67	100	237	89	148	307	110	197	377	129	248	447	143	304	517	157	360	587	171	416
98	65	33	168	67	101	238	89	149	308	110	198	378	130	248	448	144	304	518	158	360	588	172	416
99	65	34	169	68	101	239	90	149	309	111	198	379	130	249	449	144	305	519	158	361	589	172	417
100	65	35	170	68	102	240	90	150	310	111	199	380	130	250	450	144	306	520	158	362	590	172	418
101	65	36	171	68	103	241	90	151	311	111	200	381	130	251	451	144	307	521	158	363	591	172	419
102	65	37	172	69	103	242	91	151	312	112	200	382	130	252	452	144	308	522	158	364	592	172	420
103	65	38	173	69	104	243	91	152	313	112	201	383	131	252	453	145	308	523	159	364	593	173	420
104	65	39	174	70	104	244	91	153	314	112	202	384	131	253	454	145	309	524	159	365	594	173	421
105	65	40	175	70	105	245	92	153	315	113	202	385	131	254	455	145	310	525	159	366	595	173	422
106	65	41	176	70	106	246	92	154	316	113	203	386	131	255	456	145	311	526	159	367	596	173	423
107	65	42	177	71	106	247	92	155	317	113	204	387	131	256	457	145	312	527	159	368	597	173	424
108	65	43	178	71	107	248	92	156	318	113	205	388	132	256	458	146	312	528	160	368	598	174	424
109	65	44	179	72	107	249	93	156	319	114	205	389	132	257	459	146	313	529	160	369	599	174	425
110	65	45	180	72	108	250	93	157	320	114	206	390	132	258	460	146	314	530	160	370	600	174	426
111	65	46	181	72	109	251	93	158	321	114	207	391	132	259	461	146	315	531	160	371	601	174	427
112	65	47	182	73	109	252	94	158	322	115	207	392	132	260	462	146	316	532	160	372	602	174	428
113	65	48	183	73	110	253	94	159	323	115	208	393	133	260	463	147	316	533	161	372	603	175	428
114	65	49	184	73	111	254	94	160	324	115	209	394	133	261	464	147	317	534	161	373	604	175	429
115	65	50	185	74	111	255	95	160	325	116	209	395	133	262	465	147	318	535	161	374	605	175	430
116	65	51	186	74	112	256	95	161	326	116	210	396	133	263	466	147	319	536	161	375	606	175	431
117	65	52	187	74	113	257	95	162	327	116	211	397	133	264	467	147	320	537	161	376	607	175	432
118	65	53	188	74	114	258	95	163	328	116	212	398	134	264	468	148	320	538	162	376	608	176	432
119	65	54	189	75	114	259	96	163	329	117	212	399	134	265	469	148	321	539	162	377	609	176	433
120	65	55	190	75	115	260	96	164	330	117	213	400	134	266	470	148	322	540	162	378	610	176	434
121	65	56	191	75	116	261	96	165	331	117	214	401	134	267	471	148	323	541	162	379	611	176	435
122	65	57	192	76	116	262	97	165	332	118	214	402	134	268	472	148	324	542	162	380	612	176	436
123	65	58	193	76	117	263	97	166	333	118	215	403	135	268	473	149	324	543	163	380	613	177	436
124	65	59	194	76	118	264	97	167	334	118	216	404	135	269	474	149	325	544	163	381	614	177	437
125	65	60	195	77	118	265	98	167	335	119	216	405	135	270	475	149	326	545	163	382	615	177	438
126	65	61	196	77	119	266	98	168	336	119	217	406	135	271	476	149	327	546	163	383	616	177	439
127	65	62	197	77	120	267	98	169	337	119	218	407	135	272	477	149	328	547	163	384	617	177	440
128	65	63	198	77	121	268	98	170	338	119	219	408	136	272	478	150	328	548	164	384	618	178	440
129	65	64	199	78	121	269	99	170	339	120	219	409	136	273	479	150	329	549	164	385	619	178	441
130	65	65	200	78	122	270	99	171	340	120	220	410	136	274	480	150	330	550	164	386	620	178	442
131	65	66	201	78	123	271	99	172	341	120	221	411	136	275	481	150	331	551	164	387	621	178	443
132	65	67	202	79	123	272	100	172	342	121	221	412	136	276	482	150	332	552	164	388	622	178	444

給与所得金額表（B）　※家計支持者2名のうち、年間収入金額が少ない方に使用

（単位：万円）

収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額	収入金額	控除額	所得金額
623	179	444	671	187	484	719	192	527	767	197	570	815	202	613	863	206	657	911	211	700	959	216	743
624	179	445	672	187	485	720	192	528	768	197	571	816	202	614	864	206	658	912	211	701	960	216	744
625	179	446	673	187	486	721	192	529	769	197	572	817	202	615	865	207	658	913	211	702	961	216	745
626	179	447	674	187	487	722	192	530	770	197	573	818	202	616	866	207	659	914	211	703	962	216	746
627	179	448	675	188	487	723	192	531	771	197	574	819	202	617	867	207	660	915	212	703	963	216	747
628	180	448	676	188	488	724	192	532	772	197	575	820	202	618	868	207	661	916	212	704	964	216	748
629	180	449	677	188	489	725	193	532	773	197	576	821	202	619	869	207	662	917	212	705	965	217	748
630	180	450	678	188	490	726	193	533	774	197	577	822	202	620	870	207	663	918	212	706	966	217	749
631	180	451	679	188	491	727	193	534	775	198	577	823	202	621	871	207	664	919	212	707	967	217	750
632	180	452	680	188	492	728	193	535	776	198	578	824	202	622	872	207	665	920	212	708	968	217	751
633	181	452	681	188	493	729	193	536	777	198	579	825	203	622	873	207	666	921	212	709	969	217	752
634	181	453	682	188	494	730	193	537	778	198	580	826	203	623	874	207	667	922	212	710	970	217	753
635	181	454	683	188	495	731	193	538	779	198	581	827	203	624	875	208	667	923	212	711	971	217	754
636	181	455	684	188	496	732	193	539	780	198	582	828	203	625	876	208	668	924	212	712	972	217	755
637	181	456	685	189	496	733	193	540	781	198	583	829	203	626	877	208	669	925	213	712	973	217	756
638	182	456	686	189	497	734	193	541	782	198	584	830	203	627	878	208	670	926	213	713	974	217	757
639	182	457	687	189	498	735	194	541	783	198	585	831	203	628	879	208	671	927	213	714	975	218	757
640	182	458	688	189	499	736	194	542	784	198	586	832	203	629	880	208	672	928	213	715	976	218	758
641	182	459	689	189	500	737	194	543	785	199	586	833	203	630	881	208	673	929	213	716	977	218	759
642	182	460	690	189	501	738	194	544	786	199	587	834	203	631	882	208	674	930	213	717	978	218	760
643	183	460	691	189	502	739	194	545	787	199	588	835	204	631	883	208	675	931	213	718	979	218	761
644	183	461	692	189	503	740	194	546	788	199	589	836	204	632	884	208	676	932	213	719	980	218	762
645	183	462	693	189	504	741	194	547	789	199	590	837	204	633	885	209	676	933	213	720	981	218	763
646	183	463	694	189	505	742	194	548	790	199	591	838	204	634	886	209	677	934	213	721	982	218	764
647	183	464	695	190	505	743	194	549	791	199	592	839	204	635	887	209	678	935	214	721	983	218	765
648	184	464	696	190	506	744	194	550	792	199	593	840	204	636	888	209	679	936	214	722	984	218	766
649	184	465	697	190	507	745	195	550	793	199	594	841	204	637	889	209	680	937	214	723	985	219	766
650	184	466	698	190	508	746	195	551	794	199	595	842	204	638	890	209	681	938	214	724	986	219	767
651	184	467	699	190	509	747	195	552	795	200	595	843	204	639	891	209	682	939	214	725	987	219	768
652	184	468	700	190	510	748	195	553	796	200	596	844	204	640	892	209	683	940	214	726	988	219	769
653	185	468	701	190	511	749	195	554	797	200	597	845	205	640	893	209	684	941	214	727	989	219	770
654	185	469	702	190	512	750	195	555	798	200	598	846	205	641	894	209	685	942	214	728	990	219	771
655	185	470	703	190	513	751	195	556	799	200	599	847	205	642	895	210	685	943	214	729	991	219	772
656	185	471	704	190	514	752	195	557	800	200	600	848	205	643	896	210	686	944	214	730	992	219	773
657	185	472	705	191	514	753	195	558	801	200	601	849	205	644	897	210	687	945	215	730	993	219	774
658	186	472	706	191	515	754	195	559	802	200	602	850	205	645	898	210	688	946	215	731	994	219	775
659	186	473	707	191	516	755	196	559	803	200	603	851	205	646	899	210	689	947	215	732	995	220	775
660	186	474	708	191	517	756	196	560	804	200	604	852	205	647	900	210	690	948	215	733	996	220	776
661	186	475	709	191	518	757	196	561	805	201	604	853	205	648	901	210	691	949	215	734	997	220	777
662	186	476	710	191	519	758	196	562	806	201	605	854	205	649	902	210	692	950	215	735	998	220	778
663	186	477	711	191	520	759	196	563	807	201	606	855	206	649	903	210	693	951	215	736	999	220	779
664	186	478	712	191	521	760	196	564	808	201	607	856	206	650	904	210	694	952	215	737	1000	220	780
665	187	478	713	191	522	761	196	565	809	201	608	857	206	651	905	211	694	953	215	738	収入金額1000万円を超え1500万円以下の場合の控除額は、収入金額×0.05+170万円		
666	187	479	714	191	523	762	196	566	810	201	609	858	206	652	906	211	695	954	215	739			
667	187	480	715	192	523	763	196	567	811	201	610	859	206	653	907	211	696	955	216	739			
668	187	481	716	192	524	764	196	568	812	201	611	860	206	654	908	211	697	956	216	740			
669	187	482	717	192	525	765	197	568	813	201	612	861	206	655	909	211	698	957	216	741	収入金額が1500万円を超える場合の控除額は、245万円		
670	187	483	718	192	526	766	197	569	814	201	613	862	206	656	910	211	699	958	216	742			

日本学生支援機構　収入基準額表

（単位：万円）

世帯人数	第一種	第二種	併用
1	139	286	94
2	198	455	148
3	212	527	171
4	229	572	186
5	239	617	201
6	250	650	212
7	262	677	220
8 人以上は 1 人増すごとに 7 人の収入基準額に右の金額を加算する	12	27	8

日本学生支援機構　就学者控除額表

（単位：万円）

区　　分			控除額	
			自宅通学	自宅外通学
小学校			31	
中学校			46	
高等学校		国・公立	39	69
		私立	88	118
高等専門学校	国・公立	1～3 年次	39	69
		4・5 年次	43	72
	私立	1～3 年次	88	118
		4・5 年次	87	116
大学・大学院		国・公立	74	121
		私立	133	180
専修学校	高等課程	国・公立	39	69
		私立	88	118
	専門課程	国・公立	36	81
		私立	102	147

日本学生支援機構 本人控除額

自宅通学 ： 控除額 37 万円 ＋ 授業料年額

自宅外通学 ： 控除額 84 万円 ＋ 授業料年額

授業料年額一覧

所 属		入 学 年 度				
		2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
学部	経営・経営 文・法	83万円	83万円	83万円	83万円	80万円
	理工	106万円	106万円	106万円	106万円	104万円
大学院	文系（博士前期）	52万円	52万円	52万円		
	文系（博士後期）	44万円	44万円	44万円	44万円	
	理工（博士前期）	75万円	75万円	75万円		
	理工（博士後期）	61万円	61万円	61万円	61万円	

＜奨学金応募・採用状況（2022年度）＞ ※延べ人数

＜定期採用＞	応募者数	採用者数
成蹊大学給付奨学金 （1年次生）	40	25
成蹊大学給付奨学金 （2年次生以上）	112	73
岡野奨学金	22	0
関育英奨学金	0	0
成蹊会育英奨学金（貸与） ※学部・大学院含む	9	8
成蹊会育英奨学金（給付） ※学部・大学院含む	29	10
小田急財団奨学金	5	1
三菱ＵＦＪ信託奨学財団奨学金	11	2
中村積善会奨学金(給付)	24	2
野崎わかば会	1	1
OBC和田財団奨学金	5	1
オーディオテクニカ奨学会奨学金	5	1

＜奨学金制度一覧表＞

	名　　称	種別	給付・貸与額	応　募　資　格	支給期間	募集人数	備　考
学内	成蹊大学給付奨学金	給付	年額　300,000円	全学部１～４年次生	１年間	１５０名	
	岡野奨学金	給付	年額　90,000円	全学部２～４年次生	１年間	１０名	
	関育英奨学金	給付	年額　120,000円	電気・原子力関係専攻の学部生、大学院生	１年間	若干名	
	成蹊会育英奨学金（給付）	給付	月額　40,000円	全学部２～４年次生、大学院博士前期１年次生	最短修業年限	１０名	
	成蹊会育英奨学金（貸与）	貸与（無利子）	月額　50,000円	全学部２～４年次生、大学院博士前期１年次生	最短修業年限	１５名	地方出身者に対し、生活支援制度（月額３万円給付）あり
	成蹊大学社会人入学生奨学金	給付	年額　300,000円	全学部２～４年次生 ＡＯマルデス社会人入試により入学した者	１年間	１５名以内	該当者には個別に周知
	清水建設奨学金	給付	年額　200,000円	全学部３・４年次生	１年間	２８名	学部推薦 （該当者には個別に通知）
	成蹊大学学業成績優秀者奨励奨学金	給付	年額　100,000円	全学部２～４年次生	１年間	１２０名	
	成蹊大学入学試験特別奨学金	給付	年額　授業料の２分の１	Ｓ方式入試を受験する者	１年間	Ｓ方式合格者全員	学部推薦 （入学時に手続き）
	成蹊大学大学院奨学金	給付	年額　納付金の２分の１額（Ａ種） 納付金の４分の１額（Ｂ種）	Ａ種は博士後期２年次生以上 Ｂ種は博士前期２年次生（※長期履修者は下記参照）	最短修業年限	対象者　全員	該当者には個別に周知
日本学生支援機構	日本学生支援機構給付奨学金	給付	月額（自宅）　38,300円　第Ⅰ区分の場合　※住民税非課税世帯 25,600円　第Ⅱ区分の場合 12,800円　第Ⅲ区分の場合 （自宅外）75,800円　第Ⅰ区分の場合　※住民税非課税世帯 50,600円　第Ⅱ区分の場合 25,300円　第Ⅲ区分の場合	学部生	原則最短修業年限	制限なし（予定）	授業料減免とセット 家計急変採用あり （家計急変者対象）
	日本学生支援機構貸与奨学金 第一種　（大学）	貸与（無利子）	月額　（自宅、自宅外問わず）20,000円・30,000円・40,000円 （自宅）54,000円、（自宅外）50,000円・64,000円　より選択	学部生	原則最短修業年限	制限なし（予定）	＊第一種と第二種併用可 ＊家計急変者への制度として 以下2つの制度あり ・緊急採用（第一種） ・応急採用（第二種）
	日本学生支援機構貸与奨学金 第二種　（大学）	貸与（有利子）	月額　20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円・70,000円・ 80,000円・90,000円・100,000円・110,000円・120,000円　より選択	学部生	原則最短修業年限	制限なし（予定）	
	日本学生支援機構貸与奨学金 第一種　（大学院）	貸与（無利子）	月額　（博士前期）50,000円・88,000円　より選択 （博士後期）80,000円・122,000円　より選択	大学院生	原則最短修業年限	制限なし（予定）	
	日本学生支援機構貸与奨学金 第二種　（大学院）	貸与（有利子）	月額　50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円　より選択	大学院生	原則最短修業年限	制限なし（予定）	
財団他	日揮・実吉奨学会奨学金	給付	年額　400,000円	理工学部２年次以上 理工学研究科博士前期課程1年次生	１年間	１名	
	小田急財団奨学金	給付	月額　20,000円	全学部３年次生	最短修業年限	１名	
	三菱ＵＦＪ信託奨学財団奨学金	給付	月額　35,000円	経済・経営・法学部　２年次生	最短修業年限	２名	
	中村積善会奨学金	給付	月額　50,000円	全学部２年次生以上	最短修業年限	２名	
	野崎わかば会奨学金	給付	月額　30,000円	情報科学科３年次生	最短修業年限	１名	
	ＯＢＣ和田財団奨学金	給付	月額　40,000円	全学部２年次生	最大３年間	１名	
	オーディオテクニカ奨学金	給付	月額　20,000円	理工学部２年次以上 理工学研究科博士前期課程1年次生	最短修業年限	１名	
	春秋育英会	給付	月額　30,000円	全学部２年次生以上	最短修業年限	１名	

網掛けの奨学金は応募制ではありませんので応募はできません。

※ 長期履修者については博士前期3年次生以上で、給付年額は納付金の8分の1額（B種）とする。

※ 上記の募集状況は予告なく変更となる場合があります。

奨 学 金 ガ イ ド　　２０２３年度版

成 蹊 大 学　学 生 部

180-8633　武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

＜奨学金アップロード・郵送書類チェック表＞

※1. 日本学生支援機構奨学金(貸与・給付)を希望する方は、別途レジュメを確認してください。
※2. 申請するにあたって下記の書類がそろっているか、再度確認してください。
※3. 提出書類の詳細については本書(学部生 P.16～19、大学院生 P.23～24)を確認してください。

フォームにアップロードする書類	学部生	大学院生
① 生計維持者(父・母)の収入に関する証明書 (収入に関する事情書は自署の上郵送必要)		
② 特別控除に関する書類 ※該当する者のみ		
③ 成績証明書 ※他大学(成蹊大学以外)から入学した大学院生のみ	／	
④ 振込口座通帳等の画像データ ※本人口座以外は指定不可		

学生部に郵送する書類(該当者のみ提出してください) 郵送先 〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1 成蹊大学学生部奨学金担当宛	学部生	大学院生
① 収入に関する事情書(本書 P.16 参照)		
② 関育英奨学金希望者：指導教授の推薦所見 (学部生 P.19　大学院生 P.24 参照)		